

第3期障害者計画

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

うまんちゅ共生プラン



うまんちゅの魂が結び合うまち 八重瀬

平成30年 3月

沖縄県 八重瀬町

表紙作品

タイトル「花とちょうは仲良し」

長嶺留美子さん(就労支援センター野の花)

はじめに



町民の皆様におかれましては、平素より八重瀬町の障害福祉に対し、御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

本町においては、平成18年の「障害者自立支援法」の施行に伴い、「地域で支え育てあううまんちゅ魂のやえせ」と目標像を定め、「第1期障がい者計画及び第1期障がい福祉計画」を、平成24年には「うまんちゅの魂が結び合うまち 八重瀬」を基本理念に「第2期障がい者計画及び第3期障がい福祉計画」を策定し、障害者福祉施策を推進してまいりました。

この間、国においては、平成23年度に「障害者基本法」の改正や平成24年度の「障害者総合支援法」の制定により「障害の有無によって分け隔てのない共生社会を目指す」という方向性が示され法の整備を進めてきました。

このような障害のある人を取り巻く環境が大きく変化する中、本町では、障害者の福祉施策を総合的に推進する為、新たに平成30(2018)年度から平成35(2023)年度までを計画期間とする「第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画」を策定しました。

本計画は、前回計画の基本理念を継承し、地域共生社会実現の為、各施策に取り組むこととしております。

また、児童福祉法にて障害児福祉計画の策定が義務付けられたことを受け「第1期障害児福祉計画」を策定しました。

この計画を実りあるものにするため、町民の皆様を始め、関係団体、関係機関の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、この計画の策定に御尽力いただきました八重瀬町障害者計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケート・聞き取り調査などを通じ貴重なご意見をいただきました町民の皆様にご心から感謝申し上げます。

平成30年3月

八重瀬町長 新垣安弘

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
(1) 国の障害者制度の動向等	1
(2) 八重瀬町の障害者施策推進のあゆみ	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	4
4 計画の推進体制	4
第2章 八重瀬町の障害者の現状と取り巻く環境	5
1 八重瀬町の人口構造と推移	5
2 八重瀬町の障害者数	6
(1) 身体障害者数の状況	7
(2) 知的障害者数の状況	8
(3) 精神障害者数の状況	9
(4) 重度心身障害者医療費助成の認定状況	10
(5) 町内の保育園に通園している障害児の人数	10
(6) 町内小学校・中学校における特別支援学級の児童・生徒数	11
(7) 八重瀬町役場における障害者の雇用状況	11
3 アンケート調査結果概要とヒアリング結果概要	13
(1) アンケート調査結果概要	13
(2) アンケート調査結果からみえてきたこと	48
(3) ヒアリング調査からの主な意見・課題	50
(4) アンケート調査・関係団体ヒアリングの 結果からみえてきたこと	52
第3章 第3期障害者計画の基本理念と基本目標	55
1 基本理念と基本目標	55

第4章 障害者施策の展開（八重瀬町障害者計画）	57
1 障害者施策の体系	57
2 施策の展開	58
基本目標1 汗水で築こう地域のきずな	58
基本目標2 地域で支えよう彩りのある暮らし	62
基本目標3 暮らし続けよう住み慣れた地域で	66
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画	71
1 障害福祉計画・障害児福祉計画について	71
(1) 施設入所者の地域生活への移行	72
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	73
(3) 地域生活支援拠点等の整備	74
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	74
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	76
2 障害者・障害児を対象とした福祉サービスの体系	78
3 障害福祉サービスの利用実績と見込み量	80
(1) 訪問系サービス	80
(2) 日中活動系サービス	81
(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	83
(4) 指定相談支援	83
(5) 障害児通所支援	84
4 地域生活支援事業の利用実績と見込み量	86
(1) 相談支援事業	86
(2) 日常生活用具給付事業	88
(3) 地域生活支援事業	88
(4) 日中一時支援事業	89
(5) 社会参加支援事業	89

第6章 計画の推進・評価体制等	91
1 推進体制と計画の進捗管理	91
2 広域圏域との連携	91
3 行政職員の資質向上と地域における人材の育成と確保	91
4 計画の普及・啓発	91
— 資料編 —	
1 策定委員会設置要綱	94
2 八重瀬町障害者福祉計画等策定委員会名簿	96
3 八重瀬町障害者福祉計画等作業部会員名簿	97
4 策定の経緯	98

障害者の定義について

2011年の障害者基本法の改正で、障害者について「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されました。

社会的障壁については、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他の一切のもの」と規定されています。

手足が不自由などという医学モデルだけでなく、一人ひとりの心のバリアフリー化や障害者を取り巻く社会環境などを含めた社会モデルの考え方が大きく反映された「障害者」の定義となっています。

この定義を基に本計画では「障害」と漢字で表記することとします。

*但し、文中内で前回の計画書名を表記する際は「障がい」と表記しています。

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の障害者制度の動向等

措置制度や支援費制度などからスタートした障害のある人に対する法制度や施策は大きく変化しています。

障害者施策の基本となる「障害者基本法」の改正(H23)では、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す」という文言が明記されました。

平成 24 年には、障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)が制定されました。障害者が住み慣れた地域で可能な限り支援を受けること、社会参加の機会の確保、誰とどこで暮らすかなど、障害のある人が保障されるべき権利が明確にされ、障害の有無によって分け隔てのない共生社会を目指すという方向性が示されています。また、これまで障害者の対象ではなかった難病患者が障害者福祉の対象に含まれたことで谷間のない法整備が進みました。

また、障害を理由に差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が施行(H28)され、地方公共団体や民間事業者による不当な差別的な扱いの禁止をはじめ、社会的障壁を取り除くために配慮するよう規定しています。

平成 28 年の障害者総合支援法と児童福祉法の改正に伴い、地域での生活を支える自立生活援助や就労定着支援、高齢の障害者が介護保険サービスを利用する際の利用者負担軽減など新しいサービスが設けられることとなります。

また、障害児福祉計画の策定が義務付けられたことを受け、八重瀬町においても第 1 期障害児福祉計画を策定します。

平成 28 年に設置された厚生労働省の地域力強化検討会では、「我が事・丸ごと」をキーワードに、これまでの「支えて側・受けて側」に分かれるのではなく、地域全体で支え合いながら活躍できる地域コミュニティの育成、また福祉の縦割りから、地域の課題を丸ごと受け止める【地域共生社会】の実現に向けた取り組みが始まろうとしています。

(2) 八重瀬町の障害者施策推進のあゆみ

平成 18 年に障害者自立支援法が施行されたことを受け、本町では、目標像を【地域で支え育てあう うまんちゅ魂のやえせ】とし、第 1 期障がい者計画及び第 1 期障がい福祉計画を策定しました。

国の基本指針に基づき、障害福祉計画は 3 年毎、障害者計画は 6 年毎に見直すことで障害者施策を推進してきました。

今回策定する、第 3 期障害者計画及び第 5 期障害福祉計画では、福祉施策の見直しとサービス量を検討することで、これからの八重瀬町としての施策等の充実を図ります。

また、児童福祉法改正に伴い、第 1 期障害児福祉計画を併せて策定することで、多様化する障害児のニーズに応えられるよう推進していきます。

2 計画の位置付け

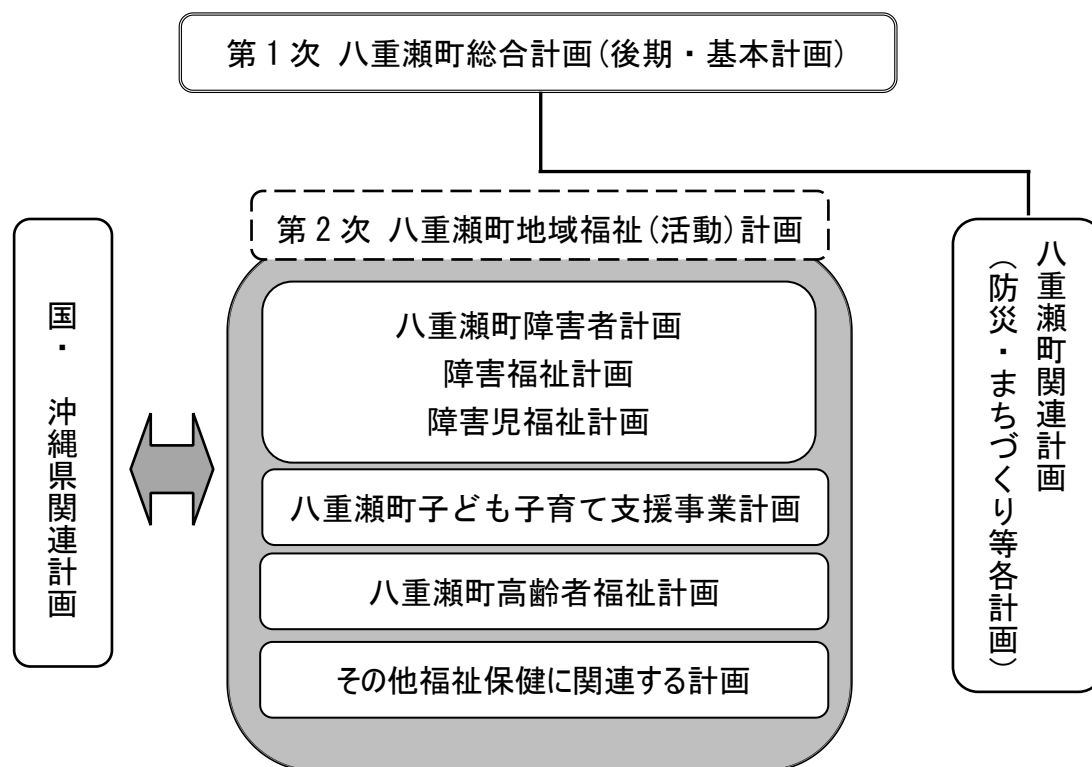
障害者の福祉施策を総合的に推進する上で関連する、障害者計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の 3 つを併せて本計画とします。

本町の最上位計画である「第 1 次八重瀬町総合計画（後期・基本計画）」、「第 2 次八重瀬町地域福祉（活動）計画」、本町における各種計画との整合性の確保を図っていきます。

また、国や沖縄県が策定している障害者福祉計画等と連携・調和を図ります。

本計画では、障害のある人とする範囲を、年齢に関係なく、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次機能障害を含）、難病その他心身の機能に障害のある人としています。

図表 1 計画の位置付け



図表 2 計画策定根拠

- 障害者計画策定根拠：障害者基本法第 11 条第 3 項**

市町村は、障害者基本計画及び都道府県計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という）を策定しなければならない。
- 障害福祉計画策定根拠：障害者総合支援法第 88 条**

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という）を定めるものとする。
- 障害児福祉計画策定根拠：児童福祉法第 33 条の 20**

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という）を定めるものとする。

3 計画の期間

障害者福祉施策の安定性を図ることを目的に、本計画は平成 30 年度から平成 35 年度と設定します。

八重瀬町障害福祉計画、八重瀬町障害児福祉計画は国の基本指針に基づき、計画期間を3年とします。

それぞれ見直し期間を設け、法改正等がある際には適宜見直すこととします。

図表 3 計画期間

平成30年度 (2018年)	平成31年度 (2019年)	平成32年度 (2020年)	平成33年度 (2021年)	平成34年度 (2022年)	平成35年度 (2023年)
第3期障害者計画					
				見直し期間(2か年)	
第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
		見直し期間			見直し期間
第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		
		見直し期間			見直し期間

4 計画の推進体制

本計画を推進するには、担当部署をはじめ庁内全体で取り組むことはもちろん、町内の障害者本人、その家族、地域、障害者団体や事業所、関係機関等と協力しながら推進していきます。

また、見直しの際は、必要に応じて関連する団体等と協議や意見交換等を行うことで、本計画の目的を達成するものとします。

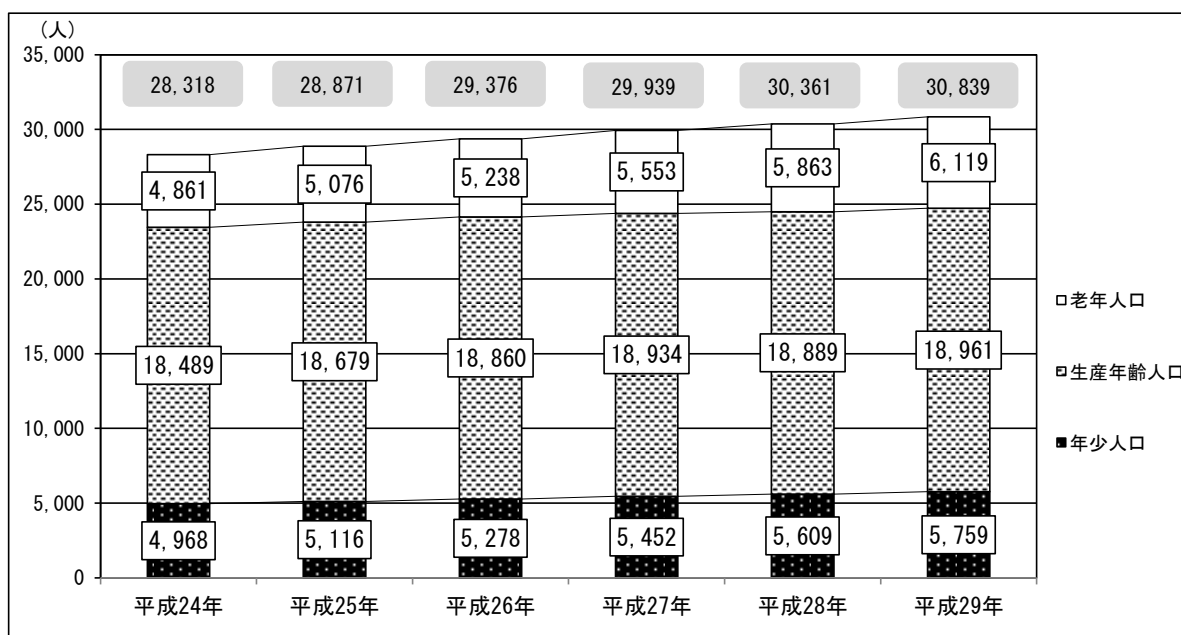
第2章 八重瀬町の障害者の現状と取り巻く環境

1 八重瀬町の人口構造と推移

本町の総人口をみると、伊覇・屋宜原土地区画整理事業に伴い年々増加し、平成29年10月値では30,839人となっています。

但し、総人口に対する各年齢人口の内訳を平成24年度と比較すると、年少人口(0~14歳)は1.2ポイントの増加、生産年齢人口(15~64歳)は3.8ポイントの減少、老年人口(65歳以上)は2.6ポイントの増加で年々、総人口に対する老年人口の割合が高くなっています。

図表4 年齢3区分別人口の推移



各年10月1日値

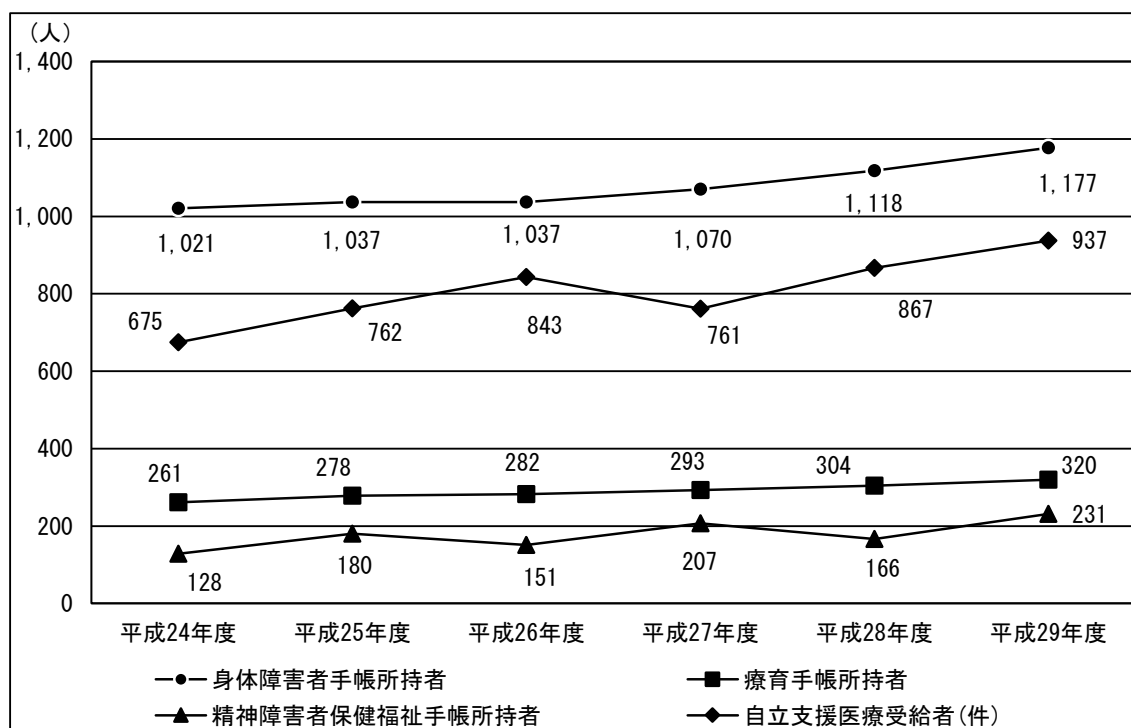
2 八重瀬町の障害者数

平成 29 年 10 月 1 日現在の町内の障害者手帳所持者の内訳をみると、身体障害者手帳所持者 1,177 人、療育手帳所持者 320 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 231 人です。

平成 29 年の自立支援医療(精神通院)受給者証認定件数は 937 件です。

平成 24 年度と比較すると 3 障害とも増加傾向にありますが、精神障害者手帳所持者が 1.8 倍の増加と顕著です。

図表 5 障害者手帳所持者と自立支援認定件数の推移



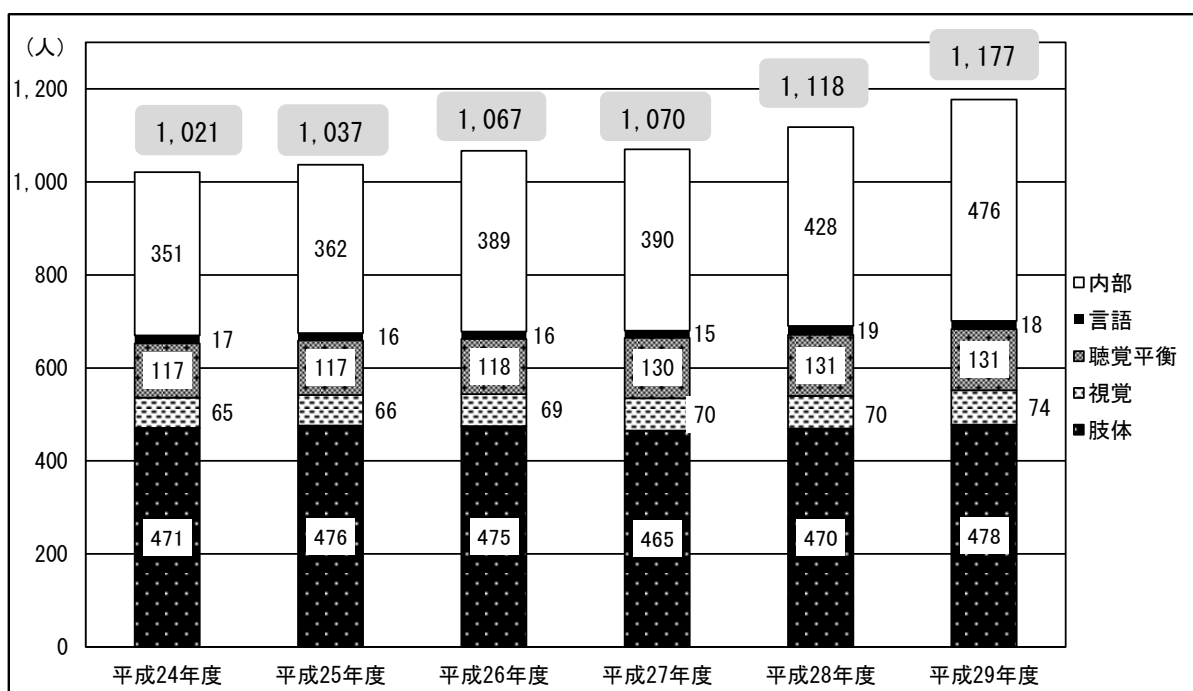
各年 10 月 1 日値

(1) 身体障害者数の状況

本町の身体障害者手帳の交付状況は、1,177人(平成29年10月1日値)です。平成24年度手帳交付数が1,021人から156名の増加となっており、人口の割合からみると3.8%です。

障害別でみると、肢体、視覚、聴覚平衡、言語の部位障害の数字に大きな変動はありませんが、腎臓や心臓といった外からは見えない内部障害の増加が顕著です。

図表6 身体障害者手帳交付の推移(部位別)



図表7 身体障害者手帳交付数の障害種類別人数と構成比(上段:人数/下段:構成比)

	肢体	視覚	聴覚平衡	言語	内部	合計
平成24年度	471 46.1%	65 6.4%	117 11.5%	17 1.7%	351 34.4%	1,021人
平成25年度	476 45.9%	66 6.4%	117 11.3%	16 1.5%	362 34.9%	1,037人
平成26年度	475 44.5%	69 6.5%	118 11.1%	16 1.5%	389 36.5%	1,067人
平成27年度	465 43.5%	70 6.5%	130 12.1%	15 1.4%	390 36.4%	1,070人
平成28年度	470 42.0%	70 6.3%	131 11.7%	19 1.7%	428 38.3%	1,118人
平成29年度	478 40.6%	74 6.3%	131 11.1%	18 1.5%	476 40.4%	1,177人

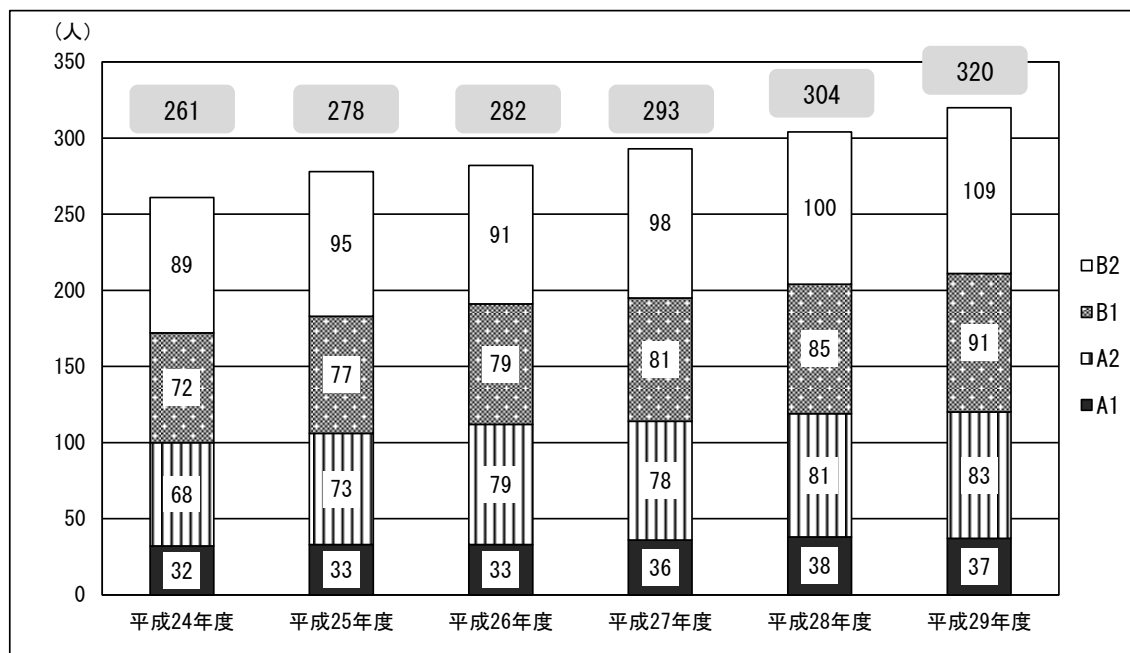
各年10月1日値

(2) 知的障害者数の状況

本町の療育手帳の交付状況は320人(平成29年10月1日値)で、人口割合で見ると1%となっています。

障害等級別では、A1,A2の重度障害者が全体の4割弱で推移しています。

図表8 療育手帳交付数の推移



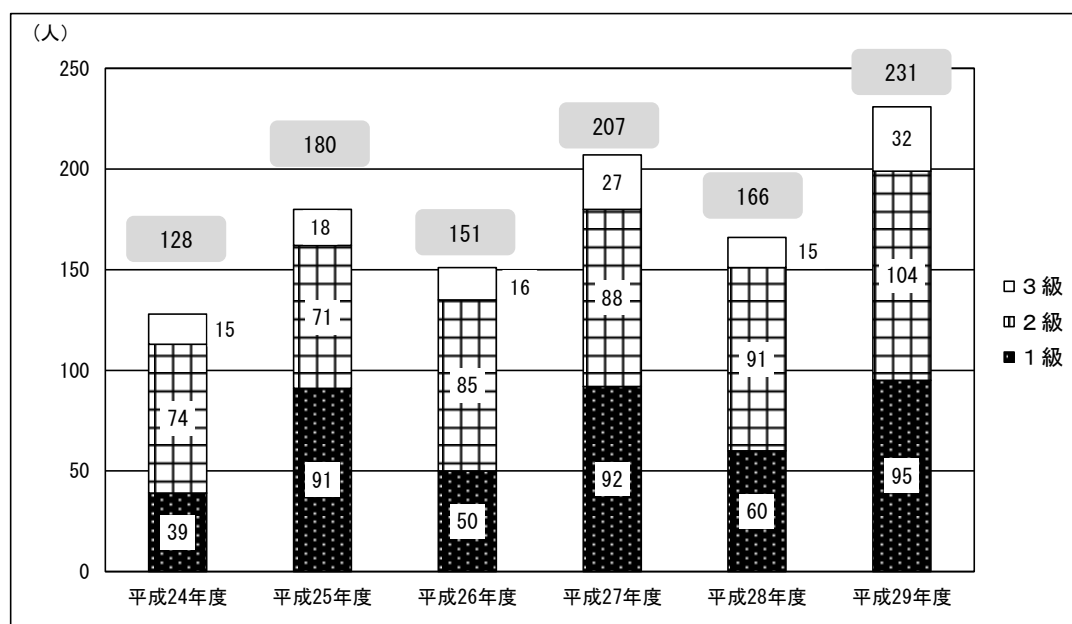
各年10月1日値

(3) 精神障害者数の状況

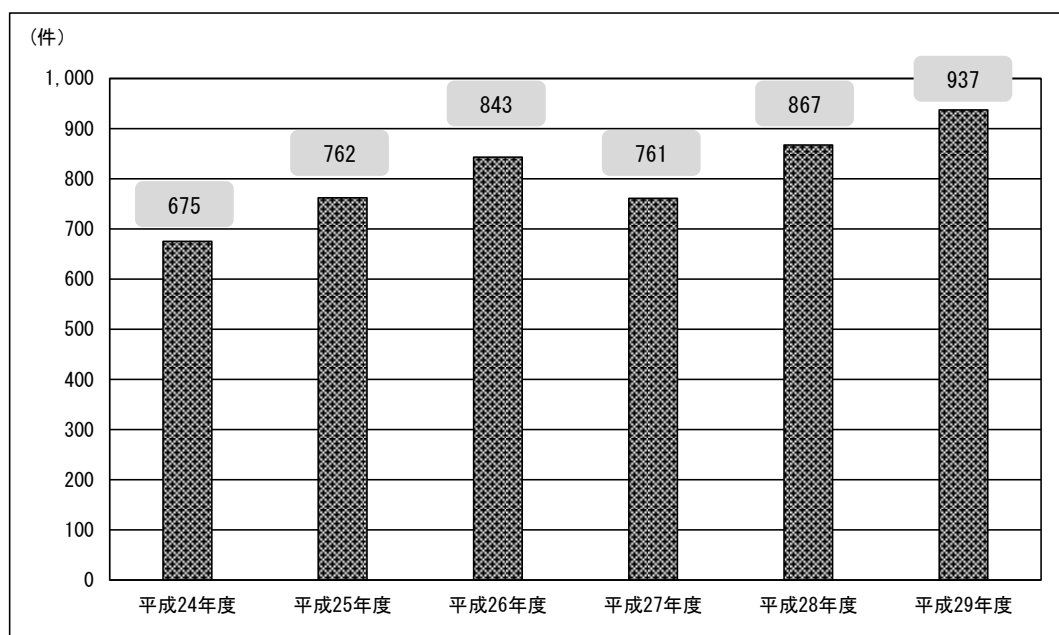
本町の精神障害者保健福祉手帳の交付状況は231人で、人口に占める割合は0.7%です。平成24年度等級別に比較すると、最も高い1級の交付数が2.4倍(95人)に増加、等級の低い3級も2.1倍(32人)で増加しています。

平成29年度の自立支援医療受給者証(精神通院)の受給者証認定件数は、937件で、平成24年度から262件の増加です。

図表9 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移



図表10 自立支援医療(精神通院)受給者証認定件数の推移



各年10月1日値

(4) 重度心身障害者医療費助成の認定状況

重度心身障害者とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者で、平成24年に比べ37人増加です。

図表11 重度心身障害者医療費助成の認定状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認定数	561人	574人	578人	562人	593人	598人

資料：社会福祉課 各年10月1日値

(5) 町内の保育園に通園している障害児の人数

八重瀬町内の保育園に通園している障害児の人数は以下のようになっています。ここでの障害児人数とは、障害児に限らず「支援・配慮」が必要と判断された児童も含まれています。また、保育園数には、事業所内保育園や認可外保育園は含まれていません。

図表12 町内の保育園に通園している障害児人数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
保育園総数	12か所	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
総数の内、 障害児の 通園箇所数	4か所	6か所	6か所	9か所	11か所	12か所
障害児人数	8人	7人	12人	17人	20人	28人

資料：児童家庭課 各年10月1日値



(6) 町内小学校・中学校における特別支援学級の児童・生徒数

八重瀬町の小学校4校、中学校2校の特別支援学級に通っている児童・生徒数は以下のようになっています。

図表 13 八重瀬町内立 4 小学校の特別支援学級人数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
学校数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
児童 生徒数	17 人	20 人	21 人	26 人	36 人	47 人

資料：学校教育課 各年 10 月 1 日値

図表 14 八重瀬町立 2 中学校の特別支援学級人数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
学校数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
児童 生徒数	6 人	8 人	11 人	18 人	21 人	20 人

資料：学校教育課 各年 10 月 1 日値

(7) 八重瀬町役場における障害者の雇用状況

八重瀬町役場における障害者の雇用状況は以下の通りで、法定雇用率は達成しています。

図表 15 役場内における障害者の雇用状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
雇用 人数	5 人	6 人	6 人	7 人	4 人	4 人

資料：総務課 各年 10 月 1 日値



やえせのシーちゃん

3 アンケート調査結果概要とヒアリング結果概要

(1) アンケート調査結果概要

本計画を策定するにあたり、障害者の生活実態及び障害福祉サービス等の利用状況や利用意向等を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

①対象者

町内在住の障害者手帳を所持している方、本人又は保護者・介助者

②調査方法

郵送配布、同封の返信用封筒による回収

③調査期間

平成29年8月9日(水)～9月1日(金)まで

④発送数

1,931件(うち宛先不明戻り 5件)

⑤回答数

725件 (単純集計による回答数)

⑥回答率

37.6%(=宛先不明を除いた 1,926件より算出)

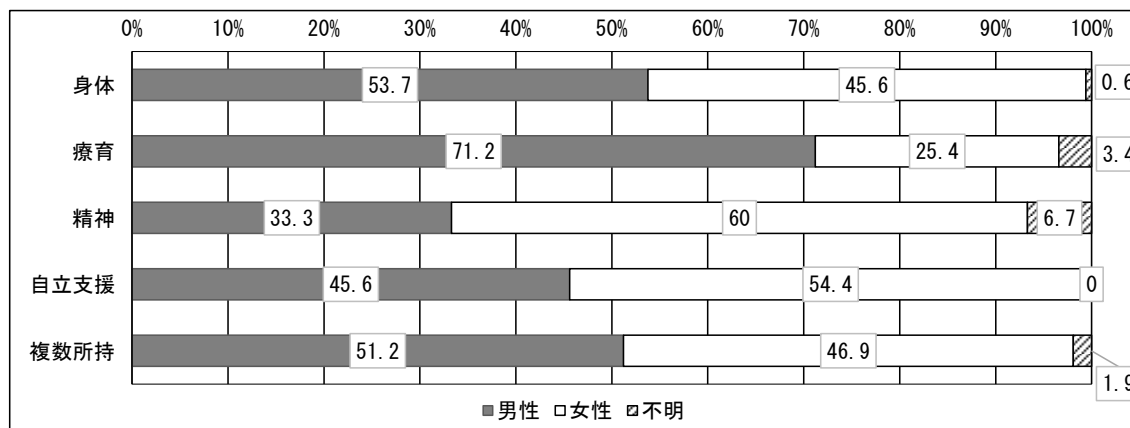
【 調査対象者の基本属性 】 ～ 障害別クロス集計結果より ～

① 【障害者手帳所持者の性別内訳】について

【あて名のご本人の性別】を手帳別にみると、男性では、「療育手帳所持者」71.2%、「身体障害者手帳所持者」53.7%、「複数手帳所持者」51.2%の順に高いです。

女性では、「精神障害者保健福祉手帳所持者」60.0%、「自立支援医療(精神通院)受給者証所持者」54.4%です。

図表 16 障害者手帳所持者の性別内訳



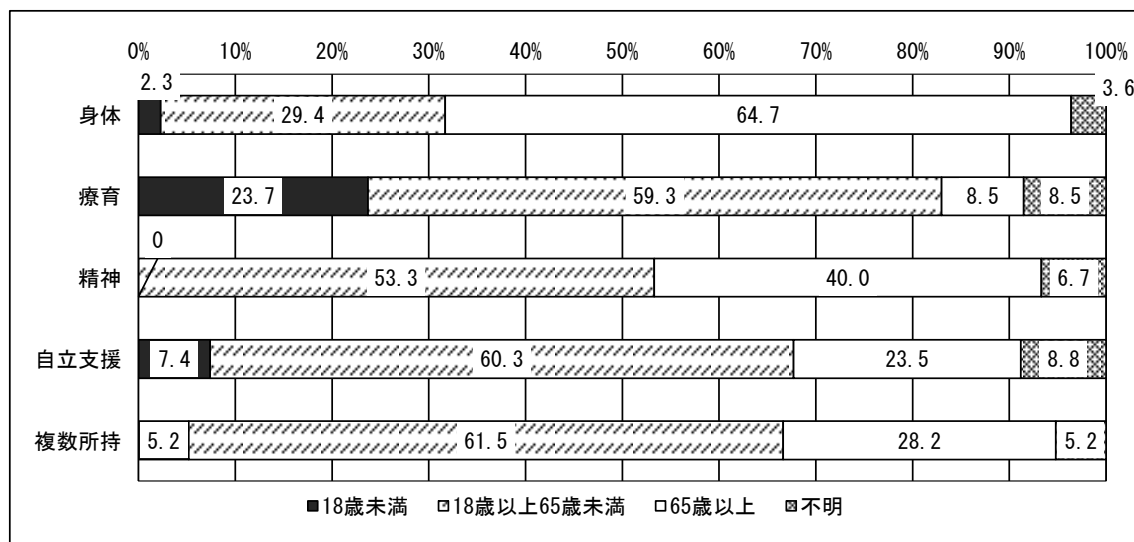
■ 種別 × 性別

上段:度数 下段:%		種別					合計
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	
性別	男性	166 53.7	42 71.2	5 33.3	31 45.6	109 51.2	353 53.2
	女性	141 45.6	15 25.4	9 60.0	37 54.4	100 46.9	302 45.5
	不明	2 0.6	2 3.4	1 6.7	0 0	4 1.9	9 1.4
	全体	309 100.0	59 100.0	15 100.0	68 100.0	213 100.0	664 100.0

②【年代別手帳所持者】について

【あて名のご本人の平成 29 年 6 月 1 日現在の年齢】を手帳別にみると、「身体障害者手帳所持者」で「65 歳以上」64.7%、「18 歳以上～64 歳未満」では、「複数手帳所持者」61.5%、「自立支援医療(精神通院)受給者証所持者」60.3%、「療育手帳所持者」59.3%となっています。

図表 17 年代別手帳所持者



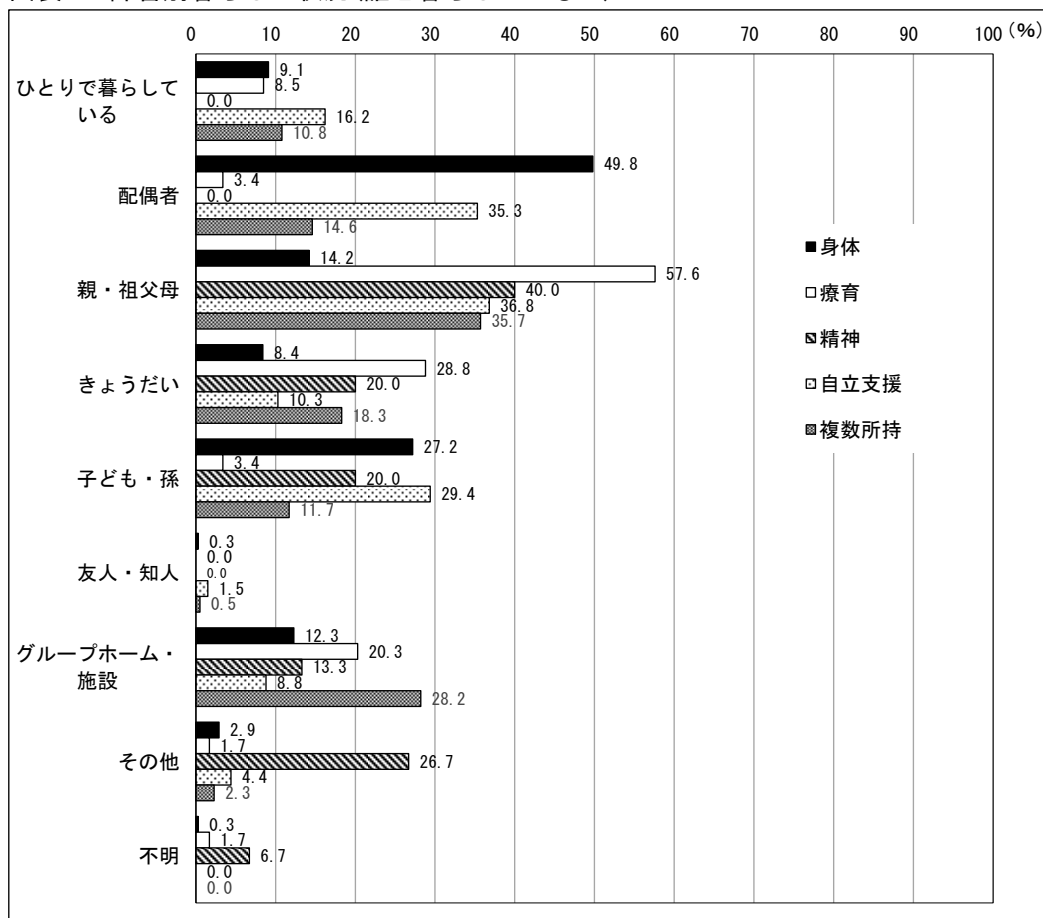
■ 種別 × 年代別手帳所持者

上段:度数 下段:%		種別					合計
年代別		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	
18歳未満	7 2.3	14 23.7	0 0	5 7.4	11 5.2	37 5.6	
18歳以上 65歳未満	91 29.4	35 59.3	8 53.3	41 60.3	131 61.5	306 46.1	
65歳以上	200 64.7	5 8.5	6 40.0	16 23.5	60 28.2	287 43.2	
不明	11 3.6	5 8.5	1 6.7	6 8.8	11 5.2	34 5.1	
全体	309 100.0	59 100.0	15 100.0	68 100.0	213 100.0	664 100.0	

③【暮らしの状況 誰と暮らしているか】について

【あて名のご本人はどなたと一緒に暮らしていますか】の設問では、いずれの障害でも「親・祖父母」、「きょうだい」、「配偶者」、「子ども・孫」といった家族単位で暮らしている傾向があります。「ひとりで暮らしている」、「友人・知人」の割合は少なく、「療育手帳所持者」と「複数手帳所持者」は「グループホーム・施設」で暮らしているという傾向となっています。

図表 18 障害別暮らしの状況 (誰と暮らしているか)



■ 種別 × 暮らしの状況 (誰と暮らしているか)

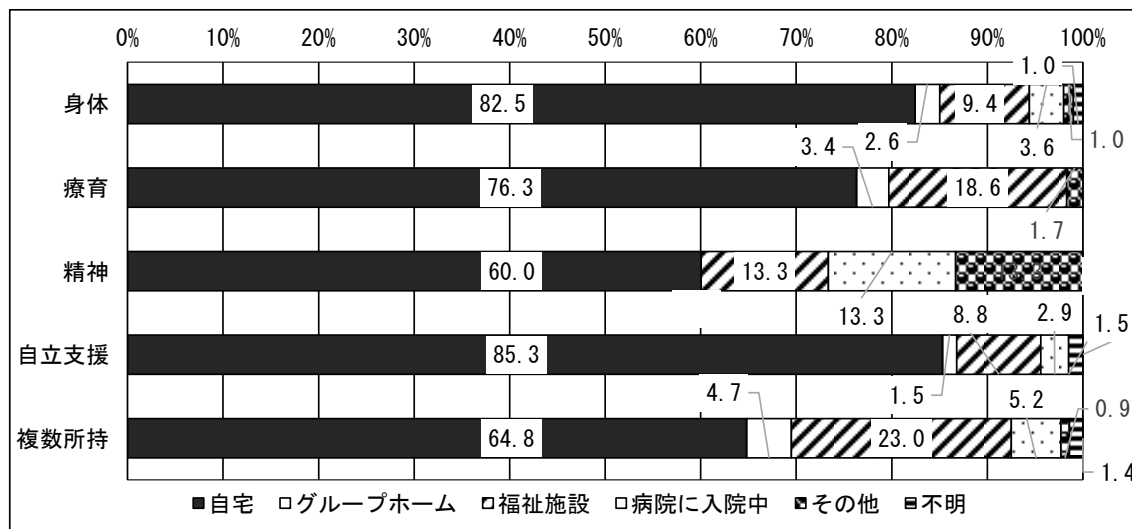
	上段:度数 下段:%	種別					合計
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	
同居者	ひとりで暮らしている	28	5	0	11	23	67
		9.1	8.5	0	16.2	10.8	10.1
	配偶者	154	2	0	24	31	211
		49.8	3.4	0	35.3	14.6	31.8
	親・祖父母	44	34	6	25	76	185
		14.2	57.6	40.0	36.8	35.7	27.9
	きょうだい	26	17	3	7	39	92
		8.4	28.8	20.0	10.3	18.3	13.9
	子ども・孫	84	2	3	20	25	134
		27.2	3.4	20.0	29.4	11.7	20.2
	友人・知人	1	0	0	1	1	3
	0.3	0	0	1.5	0.5	0.5	
グループホーム・施設	38	12	2	6	60	118	
	12.3	20.3	13.3	8.8	28.2	17.8	
その他	9	1	4	3	5	22	
	2.9	1.7	26.7	4.4	2.3	3.3	
不明	1	1	1	0	0	3	
	0.3	1.7	6.7	0	0	0.5	
全体		309	59	15	68	213	664

④【暮らしの状況 どこで暮らしているか】について

【あて名のご本人が暮らしているところ】をきいたところ、全体的に「自宅(持ち家、賃貸、社宅)の割合が高いです。

手帳別では、「複数手帳所持者」では「福祉施設」23%、「療育手帳所持者」では「福祉施設」18.6%です。「精神障害者保健福祉手帳所持者」では「病院に入院中」13.3%と他の障害の割合よりも高い傾向にあります。

図表 19 障害別暮らしの状況(どこで暮らしているか)



■ 種別 × 暮らしの状況(どこで暮らしているか)

上段:度数 下段:%		種別					合計
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	
暮らしている ところ	自宅	255 82.5	45 76.3	9 60.0	58 85.3	138 64.8	505 76.1
	グループホーム	8 2.6	2 3.4	0 0	1 1.5	10 4.7	21 3.2
	福祉施設	29 9.4	11 18.6	2 13.3	6 8.8	49 23.0	97 14.6
	病院に入院中	11 3.6	0 0	2 13.3	2 2.9	11 5.2	26 3.9
	その他	3 1.0	1 1.7	2 13.3	0 0	2 0.9	8 1.2
	不明	3 1.0	0 0	0 0	1 1.5	3 1.4	7 1.1
	全体	309 100.0	59 100.0	15 100.0	68 100.0	213 100.0	664 100.0

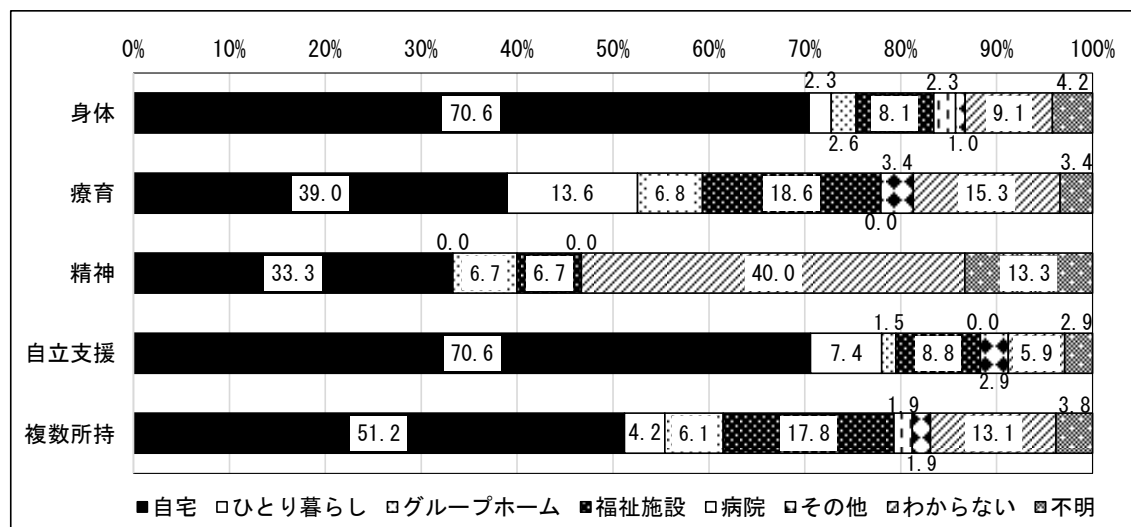
⑤【どこで暮らしたいか】について

【あて名のご本人は将来はどのような暮らし方を望んでいますか】という設問に対し、障害の種類に関わらず、ほとんどが「自宅で暮らしたい」とする回答が高いです。

「精神障害者保健福祉手帳所持者」では、「わからない」と回答した者が40%と高くなっています。

また、「療育手帳所持者」では、「福祉施設に入所したい」18.6%、「自宅や施設を出て、ひとりで暮らしたい」希望する者も13.6%となっています。

図表 20 どこで暮らしたいか



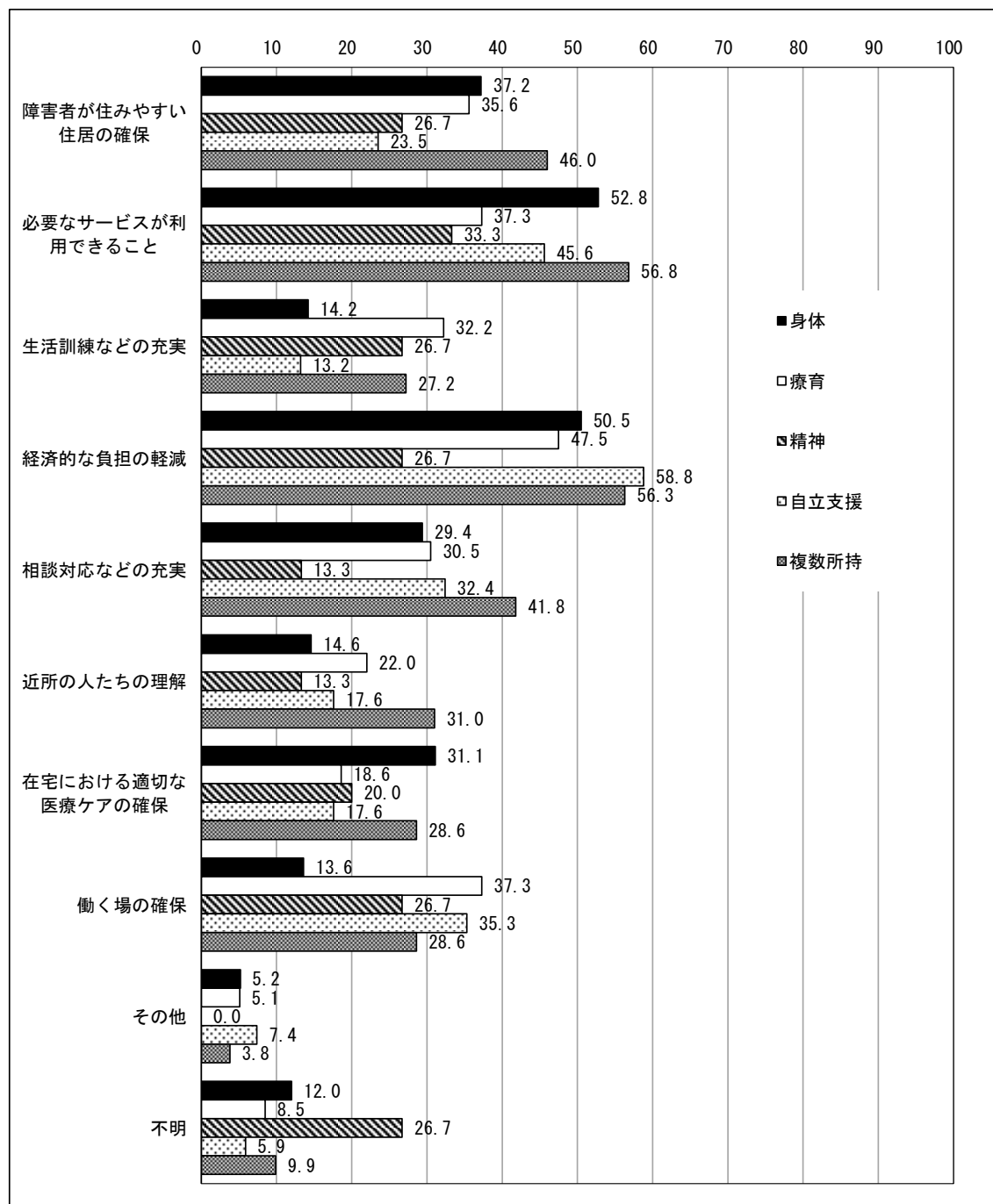
■ 種別 × どこで暮らしたいか

上段:度数 下段:%		種別					
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	合計
将来の暮らし方	自宅	218 70.6	23 39.0	5 33.3	48 70.6	109 51.2	403 60.7
	ひとり暮らし	7 2.3	8 13.6	0 0	5 7.4	9 4.2	29 4.4
	グループホーム	8 2.6	4 6.8	1 6.7	1 1.5	13 6.1	27 4.1
	福祉施設	25 8.1	11 18.6	1 6.7	6 8.8	38 17.8	81 12.2
	病院	7 2.3	0 0	0 0	0 0	4 1.9	11 1.7
	その他	3 1.0	2 3.4	0 0	2 2.9	4 1.9	11 1.7
	わからない	28 9.1	9 15.3	6 40.0	4 5.9	28 13.1	75 11.3
	不明	13 4.2	2 3.4	2 13.3	2 2.9	8 3.8	27 4.1
	全体	309 100.0	59 100.0	15 100.0	68 100.0	213 100.0	664 100.0

⑥【地域で生活するための支援】について

【あて名のご本人が地域で生活するためにはどのような支援があればよいと思いますか】という設問に対し、全体的に「必要なサービスが利用できること」と「経済的な負担の軽減」が最も高いです。「複数手帳所持者」は、どの項目でも回答割合が高い傾向です。また「療育手帳所持者」では、「生活訓練などの充実」、「働く場の確保」が高くなっています。

図表 21 地域で生活するための支援



■ 種別 × 地域で生活するための支援

上段:度数 下段:%		種別					
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	合計
地域で生活する ための支援	障害者が住み やすい住居の確保	115 37.2	21 35.6	4 26.7	16 23.5	98 46.0	254 38.3
	必要なサービスが 利用できること	163 52.8	22 37.3	5 33.3	31 45.6	121 56.8	342 51.5
	生活訓練 などの充実	44 14.2	19 32.2	4 26.7	9 13.2	58 27.2	134 20.2
	経済的な 負担の軽減	156 50.5	28 47.5	4 26.7	40 58.8	120 56.3	348 52.4
	相談対応 などの充実	91 29.4	18 30.5	2 13.3	22 32.4	89 41.8	222 33.4
	近所の 人たちの理解	45 14.6	13 22.0	2 13.3	12 17.6	66 31.0	138 20.8
	在宅における適切 な医療ケアの確保	96 31.1	11 18.6	3 20.0	12 17.6	61 28.6	183 27.6
	働く場の確保	42 13.6	22 37.3	4 26.7	24 35.3	61 28.6	153 23.0
	その他	16 5.2	3 5.1	0 0	5 7.4	8 3.8	32 4.8
	不明	37 12.0	5 8.5	4 26.7	4 5.9	21 9.9	71 10.7
	全体	309	59	15	68	213	664

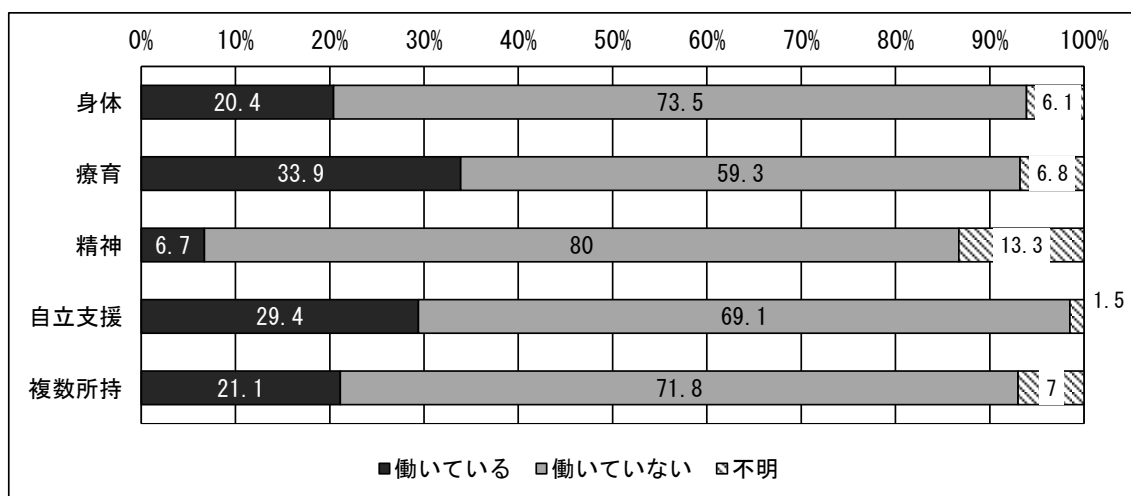


⑦【就労の状況】について

【あて名のご本人は現在働いていますか】の設問に対し、全体的に「働いていない」が高くなっています。

障害別で「働いている」と回答した者は「療育手帳所持者」33.9%、「自立支援医療(精神通院)受給者証所持者」、「身体障害者手帳所持者」、「複数手帳所持者」は20%台ですが、「精神障害保健福祉手帳所持者」は6.7%と他の障害と比較しても就労している割合が低くなっています。

図表 22 就労の状況



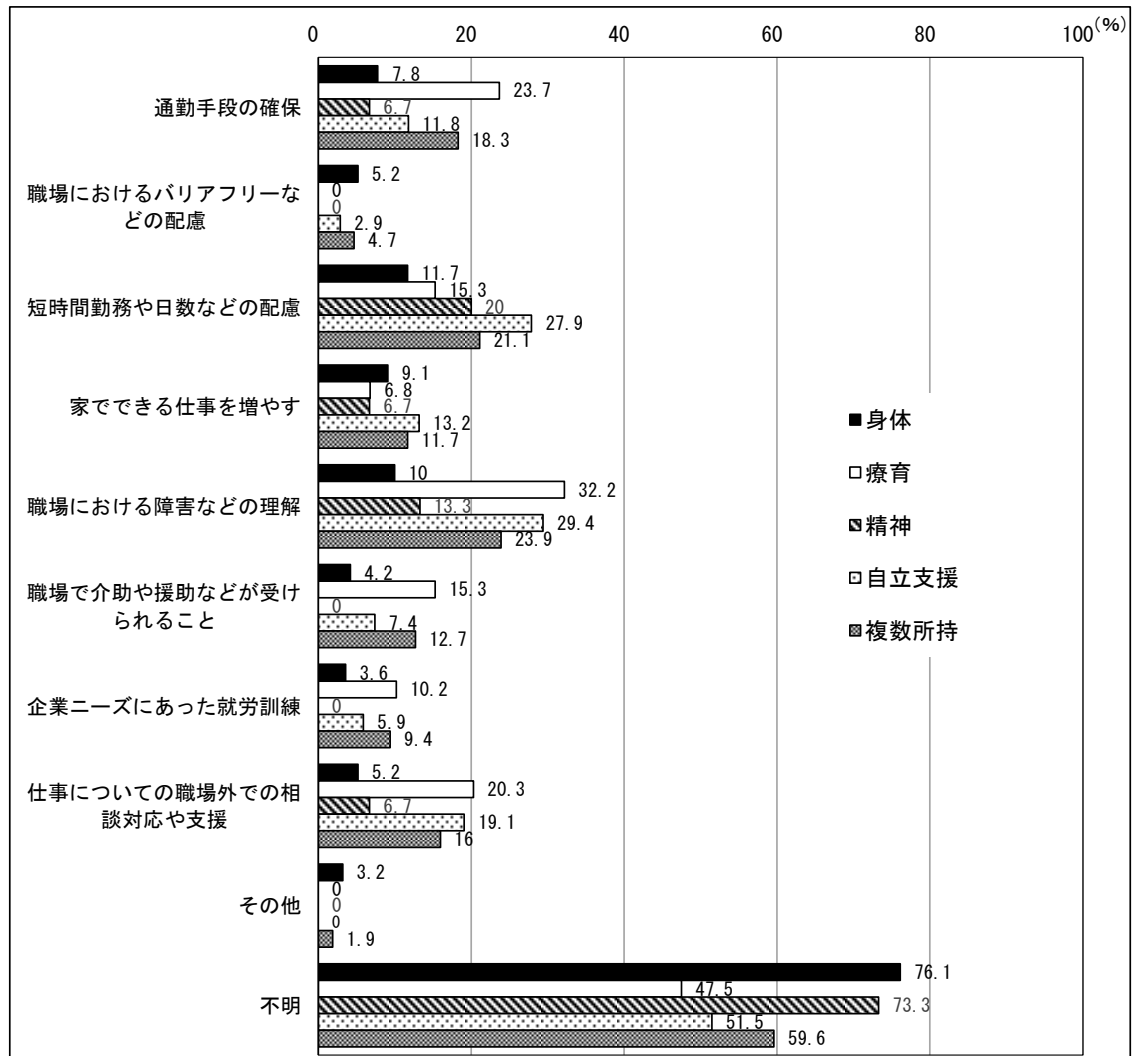
■ 種別 × 就労の状況

上段:度数 下段:%		種別					合計
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	
就労の状況	働いている	63 20.4	20 33.9	1 6.7	20 29.4	45 21.1	149 22.4
	働いていない	227 73.5	35 59.3	12 80.0	47 69.1	153 71.8	474 71.4
	不明	19 6.1	4 6.8	2 13.3	1 1.5	15 7.0	41 6.2
	全体	309 100.0	59 100.0	15 100.0	68 100.0	213 100.0	664 100.0

⑧【就労にむけて必要な支援は何か】について

【働くためにどのような支援が必要だと思いますか】という設問に対し、「療育手帳所持者」は「職場における障害などの理解」、「通勤手段の確保」、「相談対応や支援」が高い傾向です。「精神障害者保健福祉手帳所持者」と「自立支援医療(精神通院)受給者証所持者」は「短時間勤務や日数などの配慮」、「職場における障害の理解」を求める声が高く、「複数手帳所持者」では「職場における障害の理解」、「勤務時間や日数などの配慮」、「通勤手段の確保」といった回答が高いです。「身体障害者手帳所持者」は不明とした者の割合は多いですが、「短時間勤務や日数などの配慮」、「職場における障害などの理解」を求めています。いずれの障害でも「家でできる仕事を増やす」支援が必要と回答しています。

図表 23 就労に向けて必要な支援





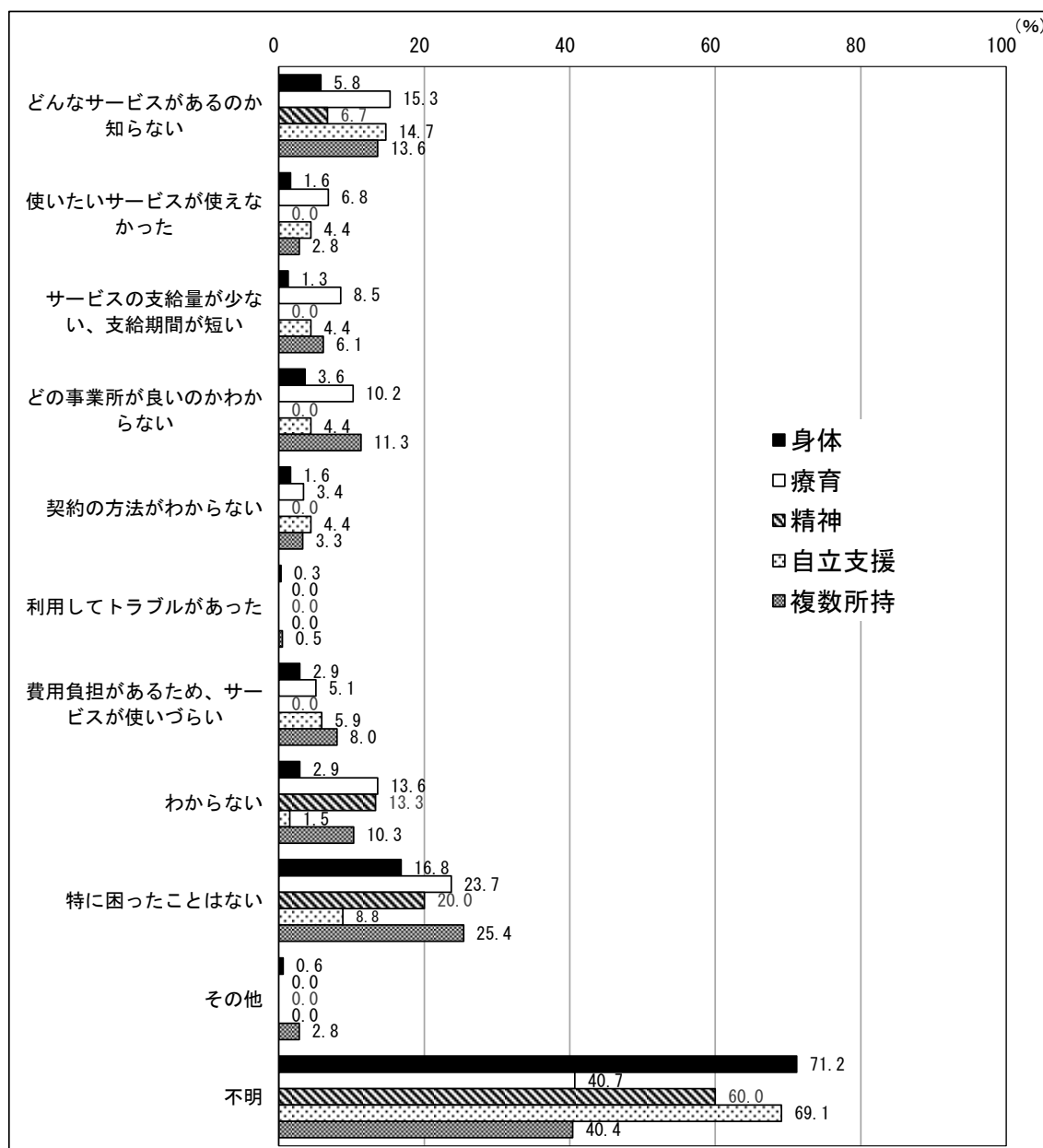
■種別 × 就労に向けて必要な支援

上段:度数 下段:%		種別					
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	合計
就労に向けて 必要な支援	通勤手段の確保	24 7.8	14 23.7	1 6.7	8 11.8	39 18.3	86 13.0
	職場における バリアフリー などの配慮	16 5.2	0 0	0 0	2 2.9	10 4.7	28 4.2
	短時間勤務や 日数などの配慮	36 11.7	9 15.3	3 20.0	19 27.9	45 21.1	112 16.9
	家でできる 仕事を増やす	28 9.1	4 6.8	1 6.7	9 13.2	25 11.7	67 10.1
	職場における 障害の理解	31 10.0	19 32.2	2 13.3	20 29.4	51 23.9	123 18.5
	職場で介助や 援助などが 受けられること	13 4.2	9 15.3	0 0	5 7.4	27 12.7	54 8.1
	企業ニーズに あった就労訓練	11 3.6	6 10.2	0 0	4 5.9	20 9.4	41 6.2
	仕事についての 職場外での 相談対応や支援	16 5.2	12 20.3	1 6.7	13 19.1	34 16.0	76 11.4
	その他	10 3.2	0 0	0 0	0 0	4 1.9	14 2.1
	不明	235 76.1	28 47.5	11 73.3	35 51.5	127 59.6	436 65.7
	全体	309	59	15	68	213	664

⑨【福祉サービス利用時に困ったこと】について

【福祉サービスを利用するときに困ったことはありましたか】という設問に対し、「不明」と回答した者を除くと、いずれの障害でも「特に困ったことはない」と回答した割合が高いです。「療育手帳所持者」は、「使いたいサービスが使えなかった」、「サービスの支給量が少ない、期間が短い」、「費用負担があるためサービスが使いづらい」と回答した利用者もいることから、利用したくても利用しづらいという状況がみてとれます。また全体的に、「どんなサービスがあるのか知らない」、「どの事業所が良いのかわからない」、「契約の方法がわからない」、「わからない」といった情報不足ととれる回答もみられます。

図表 24 福祉サービス利用時に困ったこと



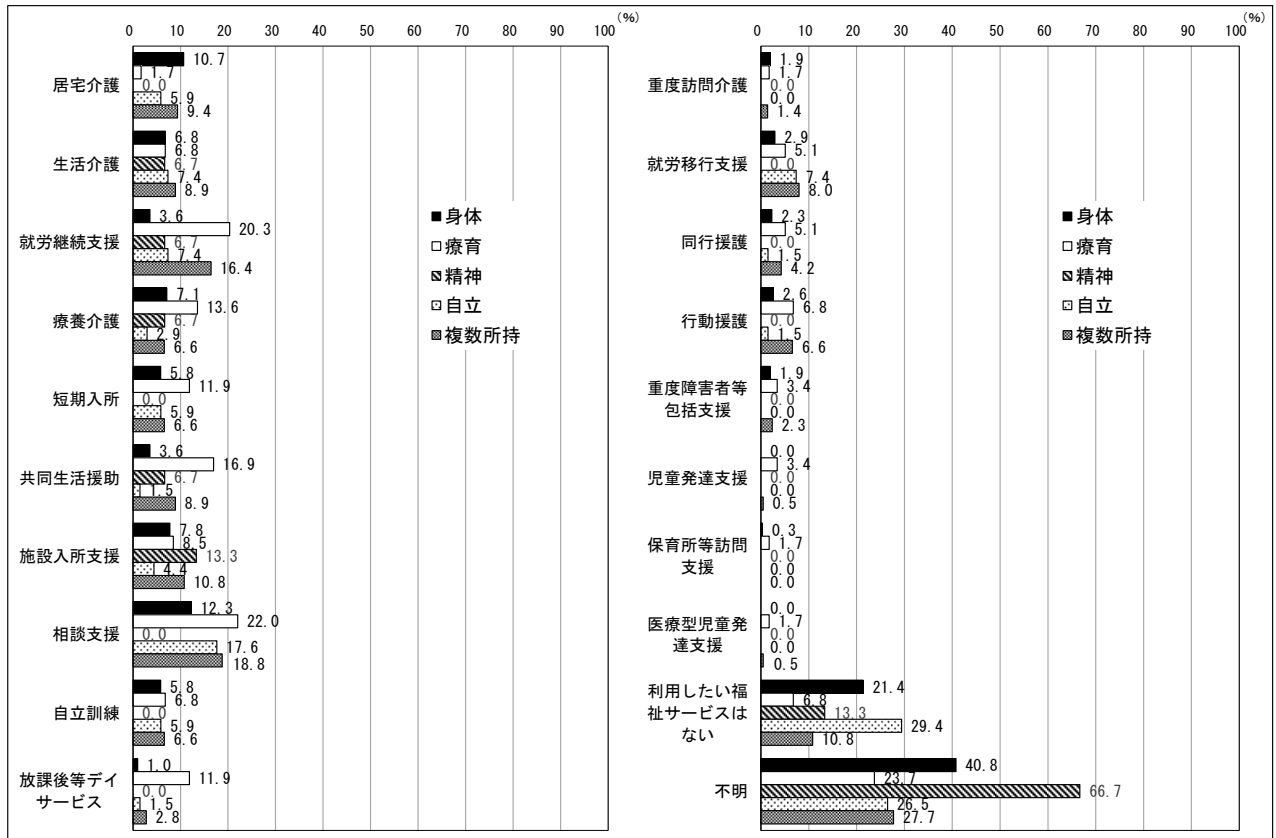
■ 種別 × 福祉サービス利用時に困ったこと

	上段:度数 下段:%	種別					合計
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	
福祉サービス 利用時に 困ったこと	どんなサービスが あるのかわからない	18 5.8	9 15.3	1 6.7	10 14.7	29 13.6	67 10.1
	使いたいサービスが 使えなかった	5 1.6	4 6.8	0 0	3 4.4	6 2.8	18 2.7
	サービスの支給量が 少ない、支給期間が 短い	4 1.3	5 8.5	0 0	3 4.4	13 6.1	25 3.8
	どの事業所が良いの かわからない	11 3.6	6 10.2	0 0	3 4.4	24 11.3	44 6.6
	契約の方法が わからない	5 1.6	2 3.4	0 0	3 4.4	7 3.3	17 2.6
	利用して トラブルがあった	1 0.3	0 0	0 0	0 0	1 0.5	2 0.3
	費用負担があるた め、サービスが使 づらい	9 2.9	3 5.1	0 0	4 5.9	17 8.0	33 5.0
	わからない	9 2.9	8 13.6	2 13.3	1 1.5	22 10.3	42 6.3
	特に 困ったことはない	52 16.8	14 23.7	3 20.0	6 8.8	54 25.4	129 19.4
	その他	2 0.6	0 0	0 0	0 0	6 2.8	8 1.2
	不明	220 71.2	24 40.7	9 60.0	47 69.1	86 40.4	386 58.1
	全体	309	59	15	68	213	664

⑩【今後利用したい福祉サービス】について

【あて名のご本人が、今後利用したい福祉サービスはどれですか】という設問に対し、「療育手帳所持者」と「複数手帳所持者」では、「就労継続支援」、「相談支援」「共同生活援助」の割合が高いです。「身体障害手帳所持者」では、「相談支援」12.3%、「居宅介護」10.7%となっています。「精神障害者保健福祉手帳所持者」は、「施設入所支援」13.3%です。いずれの障害にも「利用したい福祉サービスはない」と回答した者もいます。

図表 25 今後利用したい福祉サービス



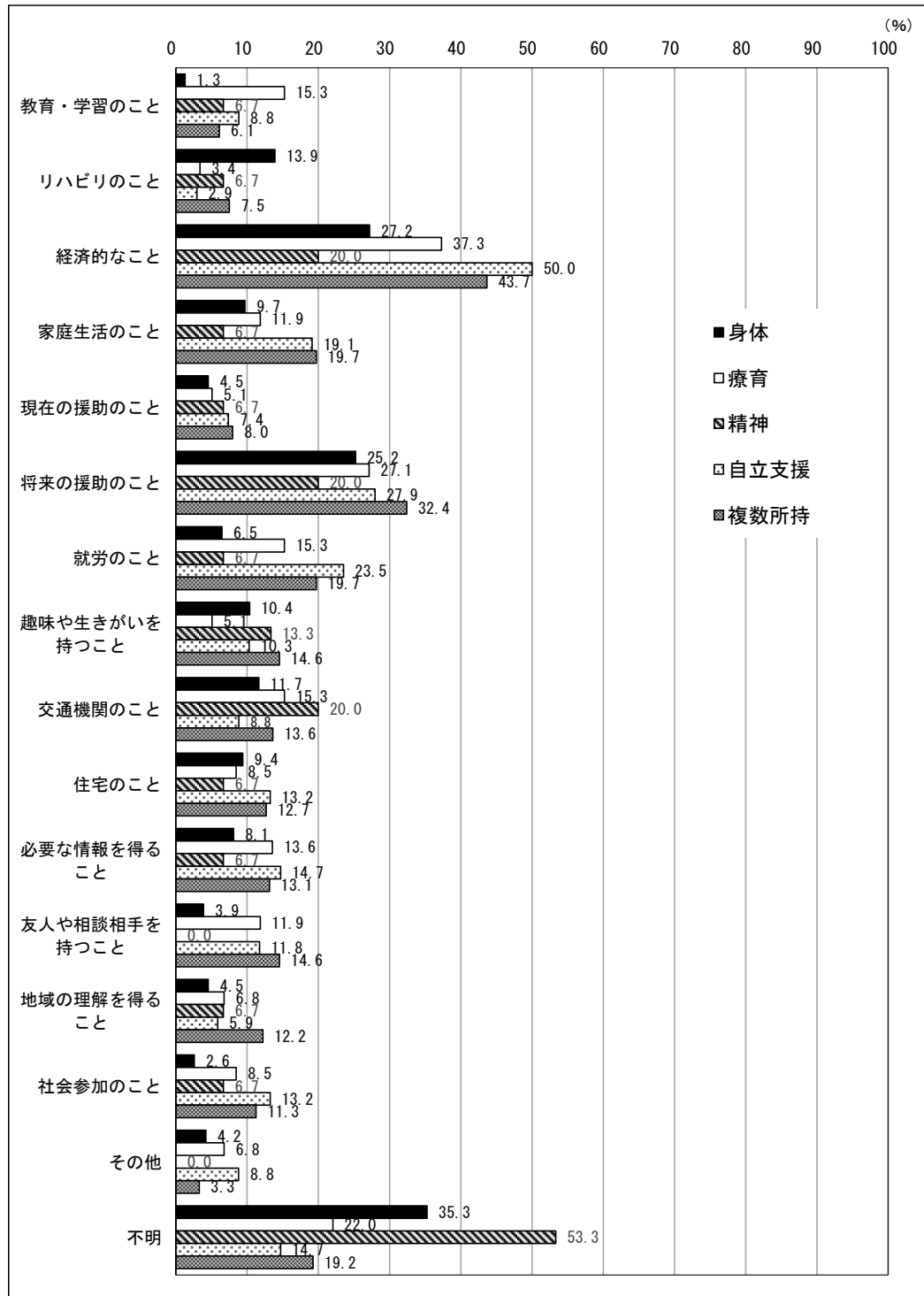
■ 種別 × 今後利用したい福祉サービス

上段:度数 下段:%		種別					
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	合計
今後利用したい 福祉サービス	居宅介護	33 10.7	1 1.7	0 0	4 5.9	20 9.4	58 8.7
	生活介護	21 6.8	4 6.8	1 6.7	5 7.4	19 8.9	50 7.5
	就労継続支援	11 3.6	12 20.3	1 6.7	5 7.4	35 16.4	64 9.6
	療養介護	22 7.1	8 13.6	1 6.7	2 2.9	14 6.6	47 7.1
	短期入所	18 5.8	7 11.9	0 0	4 5.9	14 6.6	43 6.5
	共同生活援助	11 3.6	10 16.9	1 6.7	1 1.5	19 8.9	42 6.3
	施設入所支援	24 7.8	5 8.5	2 13.3	3 4.4	23 10.8	57 8.6
	相談支援	38 12.3	13 22.0	0 0	12 17.6	40 18.8	103 15.5
	自立訓練	18 5.8	4 6.8	0 0	4 5.9	14 6.6	40 6.0
	放課後等 デイサービス	3 1.0	7 11.9	0 0	1 1.5	6 2.8	17 2.6
	重度訪問介護	6 1.9	1 1.7	0 0	0 0	3 1.4	10 1.5
	就労移行支援	9 2.9	3 5.1	0 0	5 7.4	17 8.0	34 5.1
	同行援護	7 2.3	3 5.1	0 0	1 1.5	9 4.2	20 3.0
	行動援護	8 2.6	4 6.8	0 0	1 1.5	14 6.6	27 4.1
	重度障害者等 包括支援	6 1.9	2 3.4	0 0	0 0	5 2.3	13 2.0
	児童発達支援	0 0	2 3.4	0 0	0 0	1 0.5	3 0.5
	保育所等 訪問支援	1 0.3	1 1.7	0 0	0 0	0 0	2 0.3
	医療型 児童発達支援	0 0	1 1.7	0 0	0 0	1 0.5	2 0.3
	利用したい福祉 サービスはない	66 21.4	4 6.8	2 13.3	20 29.4	23 10.8	115 17.3
	不明	126 40.8	14 23.7	10 66.7	18 26.5	59 27.7	227 34.2
	全体	309	59	15	68	213	664

⑪【悩みごと・困ったこと】について

【あて名のご本人は、生活の中で悩みごとや困ったことがありますか】という設問では、全体的に「経済的なこと」、次に「将来の援助のこと」とする回答が高いです。「療育手帳所持者」では、「教育・学習」15.3%、「自立支援医療(精神通院)受給者証所持者」では、「就労のこと」23.5%と高くなっています。

図表 26 悩みごと・困ったこと



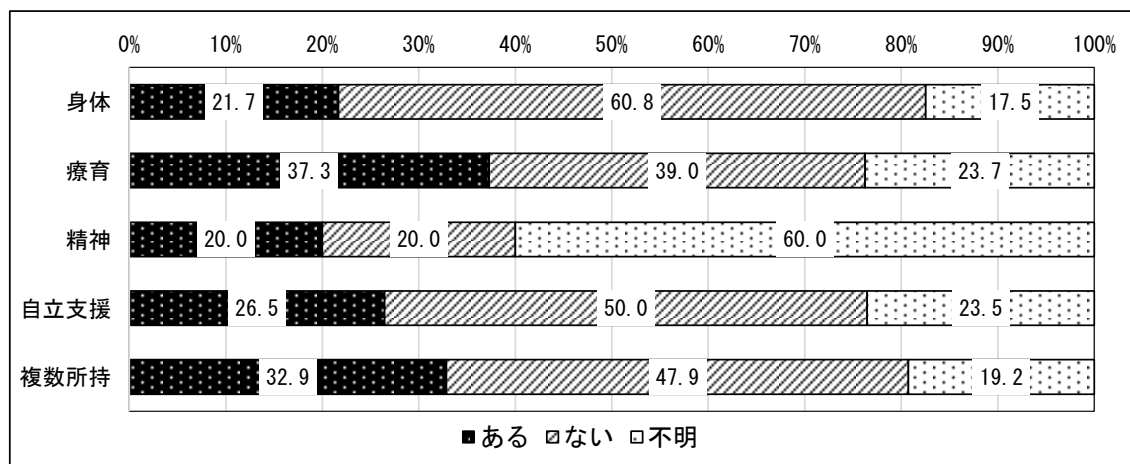
■種別 × 悩みごと・困ったこと

上段:度数 下段:%		種別					
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	合計
悩みごと・ 困ったこと	教育・ 学習のこと	4 1.3	9 15.3	1 6.7	6 8.8	13 6.1	33 5.0
	リハビリのこと	43 13.9	2 3.4	1 6.7	2 2.9	16 7.5	64 9.6
	経済的なこと	84 27.2	22 37.3	3 20.0	34 50.0	93 43.7	236 35.5
	家庭生活のこと	30 9.7	7 11.9	1 6.7	13 19.1	42 19.7	93 14.0
	現在の援助 (介護)のこと	14 4.5	3 5.1	1 6.7	5 7.4	17 8.0	40 6.0
	将来の援助 (介護)のこと	78 25.2	16 27.1	3 20.0	19 27.9	69 32.4	185 27.9
	就労のこと	20 6.5	9 15.3	1 6.7	16 23.5	42 19.7	88 13.3
	趣味や生きがい を持つこと	32 10.4	3 5.1	2 13.3	7 10.3	31 14.6	75 11.3
	交通機関のこと	36 11.7	9 15.3	3 20.0	6 8.8	29 13.6	83 12.5
	住宅のこと	29 9.4	5 8.5	1 6.7	9 13.2	27 12.7	71 10.7
	必要な情報を 得ること	25 8.1	8 13.6	1 6.7	10 14.7	28 13.1	72 10.8
	友人や相談相手を 持つこと	12 3.9	7 11.9	0 0	8 11.8	31 14.6	58 8.7
	地域の理解を 得ること	14 4.5	4 6.8	1 6.7	4 5.9	26 12.2	49 7.4
	社会参加のこと	8 2.6	5 8.5	1 6.7	9 13.2	24 11.3	47 7.1
	その他	13 4.2	4 6.8	0 0	6 8.8	7 3.3	30 4.5
	不明	109 35.3	13 22.0	8 53.3	10 14.7	41 19.2	181 27.3
	全体	309	59	15	68	213	664

⑫【権利擁護 差別の有無】について

【あて名のご本人は、障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをする(した)ことがあるか】という設問に対し、全体的に「ない」と回答した割合が高いものの、「ある」と回答した者は、「療育手帳所持者」37.3%、「複数手帳所持者」32.9%となっています。

図表 27 権利擁護 差別の有無



■ 種別 × 差別の有無

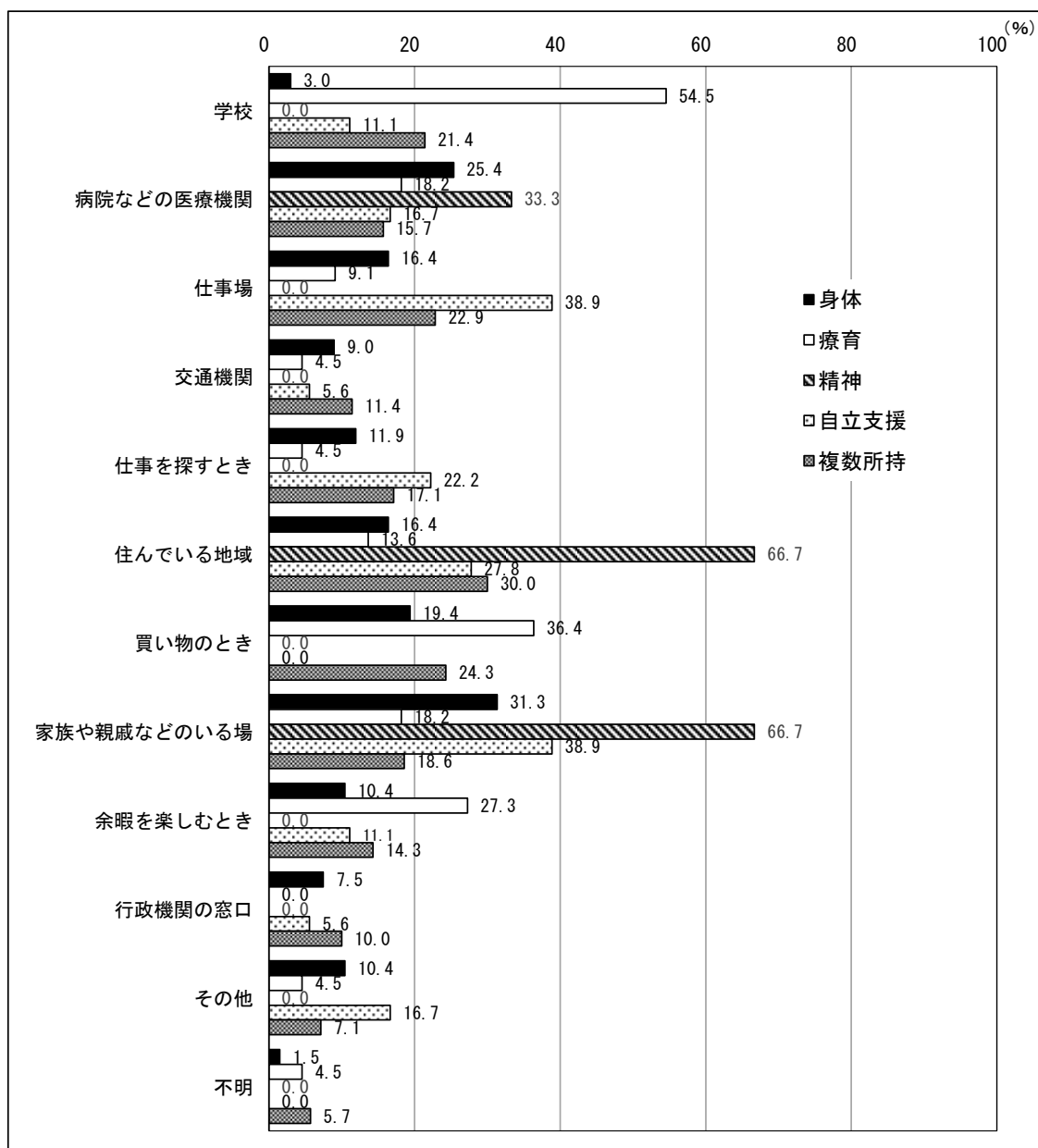
上段:度数 下段:%		種別					合計
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	
差別を受けたり 嫌な思いを したこと	ある	67 21.7	22 37.3	3 20.0	18 26.5	70 32.9	180 27.1
	ない	188 60.8	23 39.0	3 20.0	34 50.0	102 47.9	350 52.7
	不明	54 17.5	14 23.7	9 60.0	16 23.5	41 19.2	134 20.2
	全体	309 100.0	59 100.0	15 100.0	68 100.0	213 100.0	664 100.0



⑬【嫌な思いをした場所】について

【どのような場所や場面で嫌な思いをしたか】という設問に対し、割合の高い順でみると、「身体障害者手帳所持者」では「家族や親せきなどのいる場(冠婚葬祭等)」31.3%、「療育手帳所持者」では「学校」54.5%、「精神障害者保健福祉手帳所持者」では、「住んでいる地域」、「家族や親せきなどのいる場(冠婚葬祭等)」66.7%、「自立支援医療(精神通院)受給者証所持者」では、「仕事場」、「家族や親せきのいる場(冠婚葬祭等)」38.9%、「複数手帳所持者」で「住んでいる地域」30.0%となっています。

図表 28 嫌な思いをした場所



■種別 × 嫌な思いをした場所

上段:度数 下段:%		種別					
		身体	療育	精神	自立	複数所持	合計
嫌な思いをした場所	学校	2 3.0	12 54.5	0 0.0	2 11.1	15 21.4	31 17.2
	病院などの 医療機関	17 25.4	4 18.2	1 33.3	3 16.7	11 15.7	36 20.0
	仕事場	11 16.4	2 9.1	0 0.0	7 38.9	16 22.9	36 20.0
	交通機関	6 9.0	1 4.5	0 0.0	1 5.6	8 11.4	16 8.9
	仕事を探すとき	8 11.9	1 4.5	0 0.0	4 22.2	12 17.1	25 13.9
	住んでいる地域	11 16.4	3 13.6	2 66.7	5 27.8	21 30.0	42 23.3
	買い物のとき	13 19.4	8 36.4	0 0.0	0 0.0	17 24.3	38 21.1
	家族や親せきのいる場 (冠婚葬祭等)	21 31.3	4 18.2	2 66.7	7 38.9	13 18.6	47 26.1
	余暇を楽しむとき	7 10.4	6 27.3	0 0.0	2 11.1	10 14.3	25 13.9
	行政機関の 相談窓口(役場、社会 福祉協議会等)	5 7.5	0 0.0	0 0.0	1 5.6	7 10.0	13 7.2
	その他	7 10.4	1 4.5	0 0.0	3 16.7	5 7.1	16 8.9
	不明	1 1.5	1 4.5	0 0.0	0 0.0	4 5.7	6 3.3
	全体	67	22	3	18	70	180



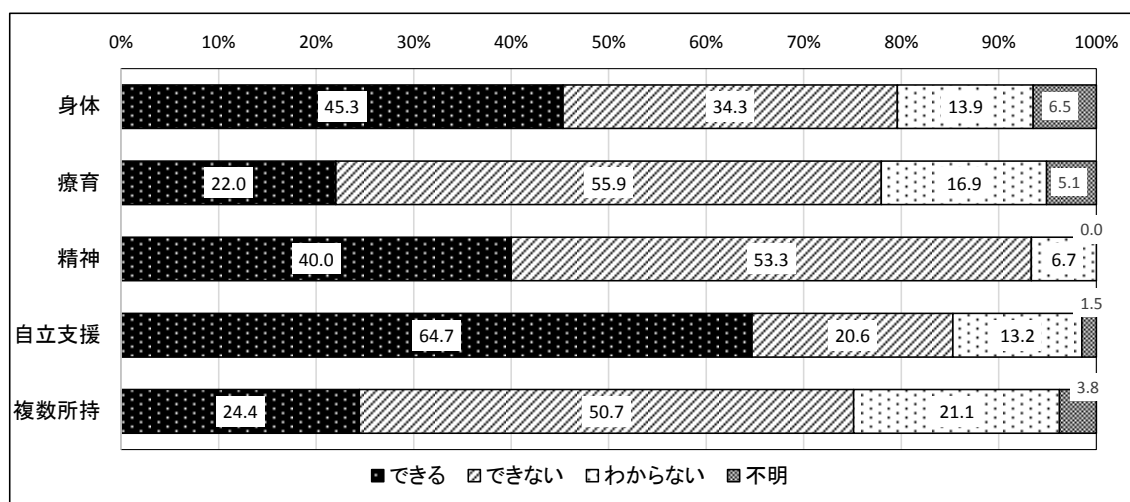
⑭【災害時にひとりで避難できるか】について

【あて名のご本人は、火事や地震などの災害時にひとりで避難できますか】の設問に対し、「できない」と回答した者が多かったのは、「療育手帳所持者」55.9%、「精神障害者保健福祉手帳所持者」で53.3%となっています。

一方、「できる」と回答した者は、「自立支援医療(精神通院)受給者証所持者」で高く64.7%です。

いずれの障害でも「わからない」と回答した者もいることから、災害を予想した訓練や意識付け等の機会を設けることも必要です。

図表 29 災害時にひとりで避難できるか



■ 種別 × 災害時にひとりで避難できるか

	上段:度数 下段:%	種別					合計
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	
災害時に ひとりで 避難できるか	できる	140 45.3	13 22.0	6 40.0	44 64.7	52 24.4	255 38.4
	できない	106 34.3	33 55.9	8 53.3	14 20.6	108 50.7	269 40.5
	わからない	43 13.9	10 16.9	1 6.7	9 13.2	45 21.1	108 16.3
	不明	20 6.5	3 5.1	0 0.0	1 1.5	8 3.8	32 4.8
	全体	309 100.0	59 100.0	15 100.0	68 100.0	213 100.0	664 100.0

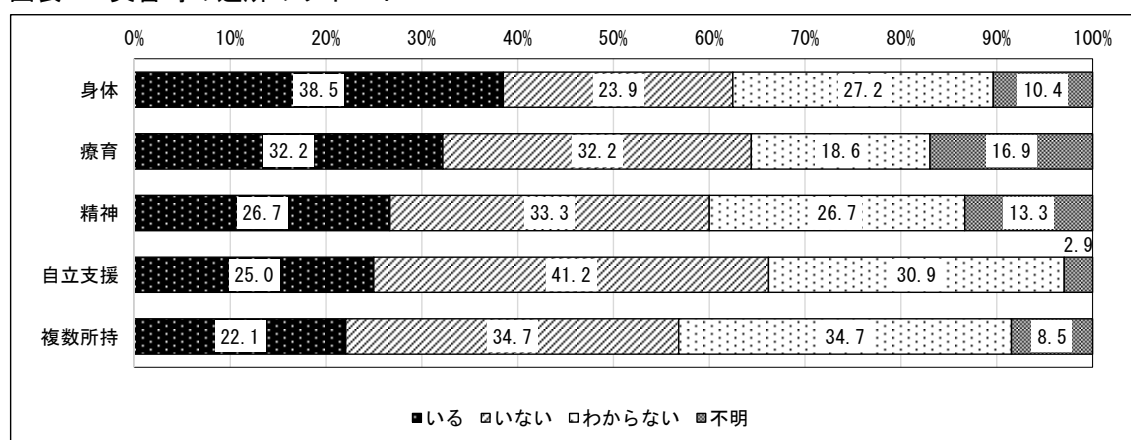
⑮【災害時の近所のサポート】について

【家族が不在の場合に、近所にあなた(あて名のご本人)を助けてくれる人はいますか】の設問に対し、手帳別にみると、「近所のサポートはある」と回答した割合が高かったのは、「身体障害者手帳所持者」38.5%、「療育手帳所持者」32.2%です。

「いない」と回答した者は、「自立支援医療(精神通院)受給者証所持者」41.2%、「複数手帳所持者」34.7%です。

質問⑭と関連して「わからない」と回答した者もいる事から、今後災害発生時の地域での対応が課題といえます。

図表 30 災害時の近所のサポート



■ 種別 × 災害時の近所のサポート

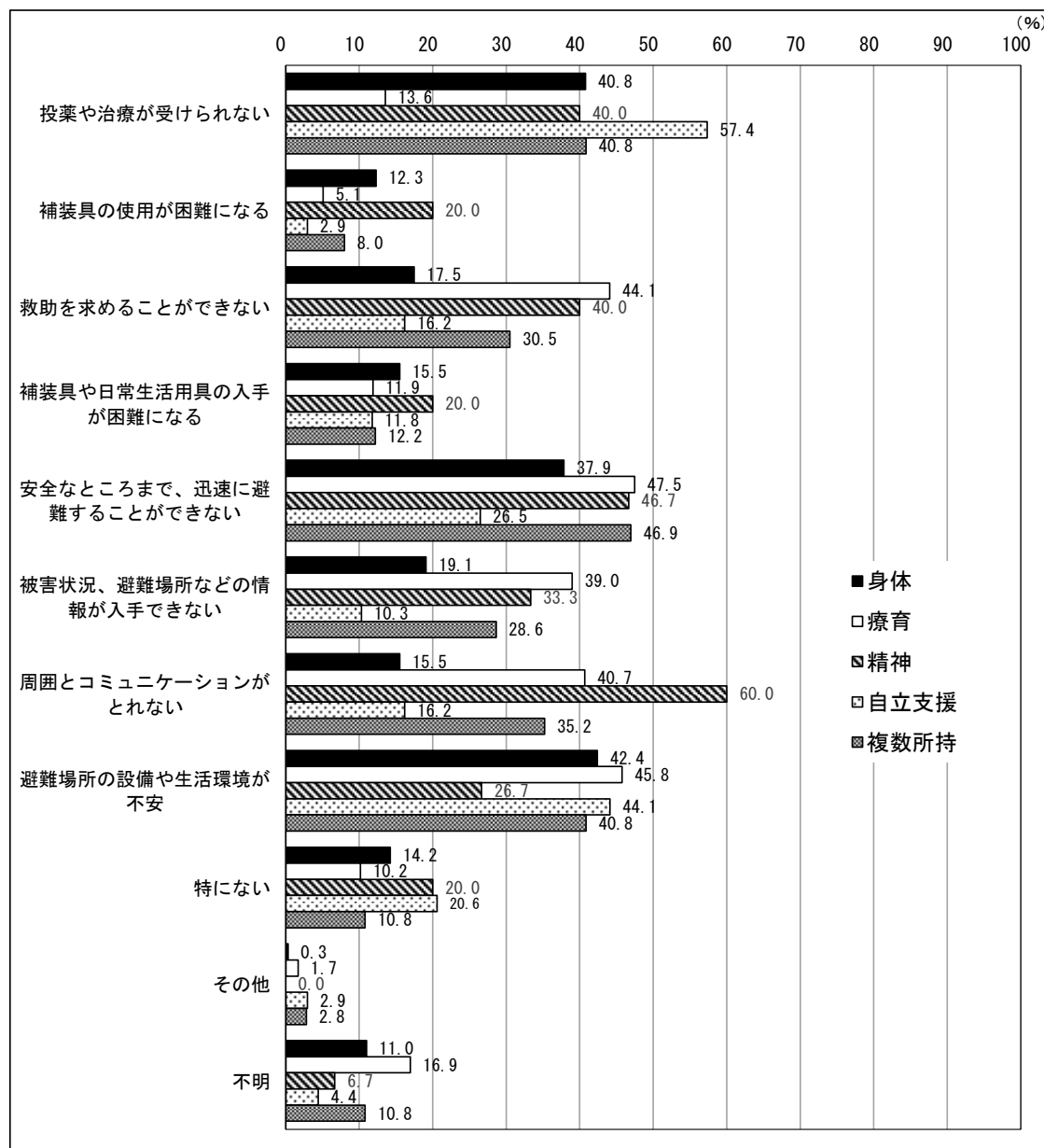
上段:度数 下段:%		種別					合計
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	
災害時の 近所のサポート	いる	119 38.5	19 32.2	4 26.7	17 25.0	47 22.1	206 31.0
	いない	74 23.9	19 32.2	5 33.3	28 41.2	74 34.7	200 30.1
	わからない	84 27.2	11 18.6	4 26.7	21 30.9	74 34.7	194 29.2
	不明	32 10.4	10 16.9	2 13.3	2 2.9	18 8.5	64 9.6
	全体	309 100.0	59 100.0	15 100.0	68 100.0	213 100.0	664 100.0

⑩【災害時に心配なこと】について

【火事や地震などの災害が起きたときに心配なことはありますか】の設問に対し、いずれの障害でも「安全なところまで、迅速に避難することができない」、「避難場所の設備生活環境が不安」と回答した者の割合が高いです。

「精神障害者保健福祉手帳所持者」では、「周囲とコミュニケーションがとれない」60%です。「投薬や治療が受けられない」ことが心配と回答したのは「自立支援医療(精神通院)受給者証所持者、身体障害手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、複数手帳所持者」の順に高い割合となっています。

図表 31 災害時に心配なこと



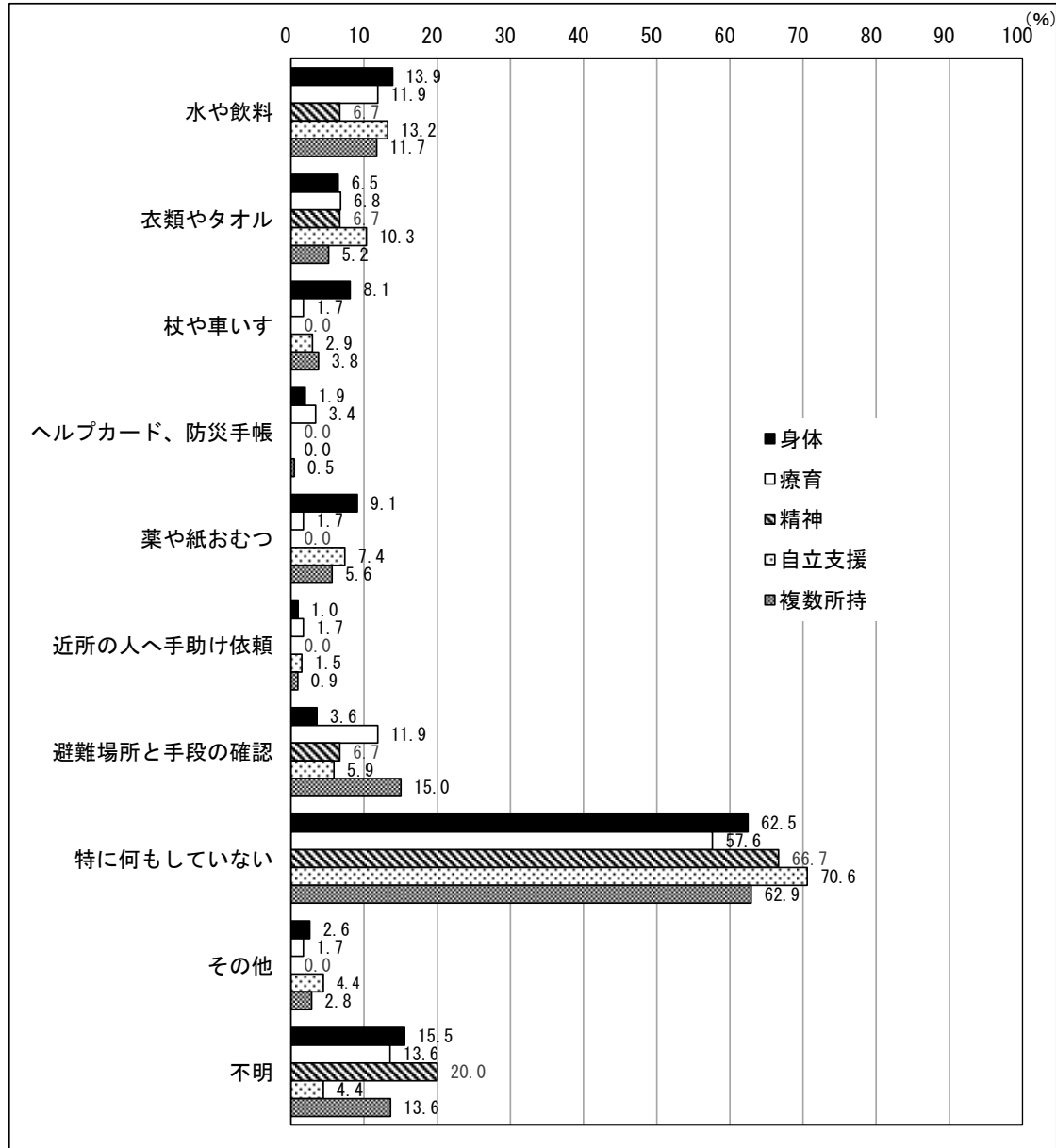
■ 種別 × 災害時に心配なこと

上段:度数 下段:%		種別					
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	合計
災害時に 心配なこと	投薬や治療が 受けられない	126 40.8	8 13.6	6 40.0	39 57.4	87 40.8	266 40.1
	補装具の使用が 困難になる	38 12.3	3 5.1	3 20.0	2 2.9	17 8.0	63 9.5
	救助を求めることが できない	54 17.5	26 44.1	6 40.0	11 16.2	65 30.5	162 24.4
	補装具や日常生活 用具の入手が 困難になる	48 15.5	7 11.9	3 20.0	8 11.8	26 12.2	92 13.9
	安全なところまで、 迅速に避難するこ とができない	117 37.9	28 47.5	7 46.7	18 26.5	100 46.9	270 40.7
	被害状況、避難場所 などの情報が 入手できない	59 19.1	23 39.0	5 33.3	7 10.3	61 28.6	155 23.3
	周囲と コミュニケーション がとれない	48 15.5	24 40.7	9 60.0	11 16.2	75 35.2	167 25.2
	避難場所の設備(トイレ など)や生活環境が 不安	131 42.4	27 45.8	4 26.7	30 44.1	87 40.8	279 42.0
	特にない	44 14.2	6 10.2	3 20.0	14 20.6	23 10.8	90 13.6
	その他	1 0.3	1 1.7	0 0.0	2 2.9	6 2.8	10 1.5
	不明	34 11.0	10 16.9	1 6.7	3 4.4	23 10.8	71 10.7
	全体	309	59	15	68	213	664

⑰ 【災害に備えていること】について

【災害時に備えて準備しているものはありますか】という設問に対し、いずれの障害でも「特に何もしていない」と回答した者の割合が高いです。「水や飲料」、「衣類やタオル」、「薬や紙おむつ」といった日常生活用品の備えもこの結果からは十分ではない状況です。

図表 32 災害に備えていること



■ 種別 × 災害に備えていること

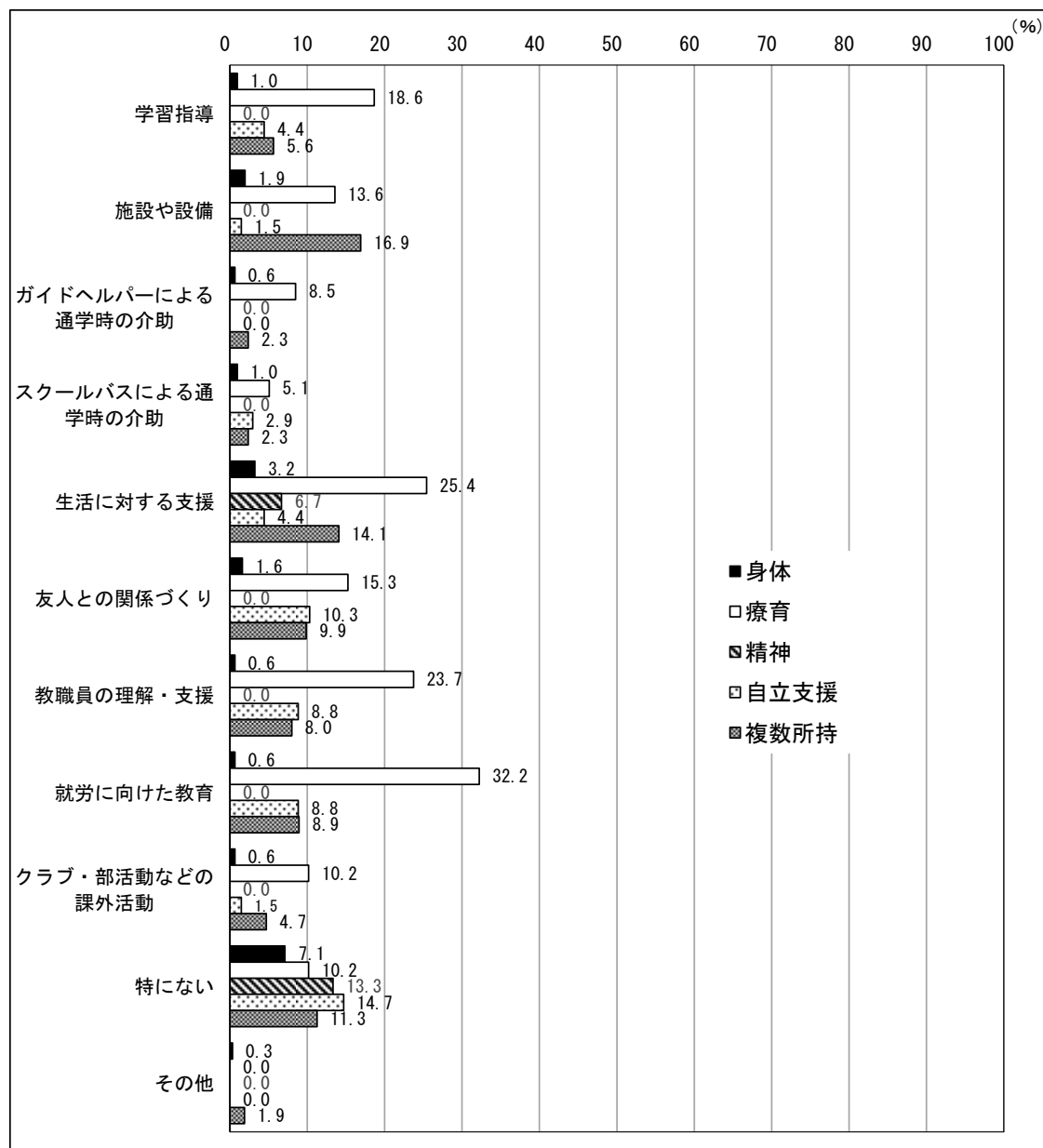
上段:度数 下段:%		種別					
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	合計
災害に備えていること	水や飲料	43 13.9	7 11.9	1 6.7	9 13.2	25 11.7	85 12.8
	衣類やタオルなどの生活用品	20 6.5	4 6.8	1 6.7	7 10.3	11 5.2	43 6.5
	杖や車いすなどの福祉用具	25 8.1	1 1.7	0 0.0	2 2.9	8 3.8	36 5.4
	ヘルプカード・防災手帳	6 1.9	2 3.4	0 0.0	0 0.0	1 0.5	9 1.4
	薬や紙おむつなどの医療・介護用品	28 9.1	1 1.7	0 0.0	5 7.4	12 5.6	46 6.9
	近隣の人などに手助けを頼んでいる	3 1.0	1 1.7	0 0.0	1 1.5	2 0.9	7 1.1
	避難場所と避難の手段や手順を確認している	11 3.6	7 11.9	1 6.7	4 5.9	32 15.0	55 8.3
	特に何もしていない	193 62.5	34 57.6	10 66.7	48 70.6	134 62.9	419 63.1
	その他	8 2.6	1 1.7	0 0.0	3 4.4	6 2.8	18 2.7
	不明	48 15.5	8 13.6	3 20.0	3 4.4	29 13.6	91 13.7
	全体	309	59	15	68	213	664



⑱【教育・療育(充実させるべき点)】について 介助者・保護者の方へ

【あて名のご本人が受けている(受けていた)教育や学校生活について、さらに充実させるべき点だと思いますか】という設問に対し、「療育手帳所持者」では「就労に向けた教育」32.2%、「生活に対する支援」25.4%、「教職員の理解・支援」23.7%となっています。

図表 33 教育・療育について(充実させるべき点)



■ 種別 × 教育・療育について(充実させるべき点)

上段:度数 下段:%		種別					
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	合計
充実させるべき点	学習指導	3 1.0	11 18.6	0 0.0	3 4.4	12 5.6	29 4.4
	施設や設備	6 1.9	8 13.6	0 0.0	1 1.5	36 16.9	51 7.7
	ガイドヘルパーによる通学時の介助	2 0.6	5 8.5	0 0.0	0 0.0	5 2.3	12 1.8
	スクールバスによる通学時の介助	3 1.0	3 5.1	0 0.0	2 2.9	5 2.3	13 2.0
	生活に対する支援	10 3.2	15 25.4	1 6.7	3 4.4	30 14.1	59 8.9
	友人との関係づくり	5 1.6	9 15.3	0 0.0	7 10.3	21 9.9	42 6.3
	教職員の理解・支援	2 0.6	14 23.7	0 0.0	6 8.8	17 8.0	39 5.9
	就労に向けた教育	2 0.6	19 32.2	0 0.0	6 8.8	19 8.9	46 6.9
	クラブ・部活動などの課外活動	2 0.6	6 10.2	0 0.0	1 1.5	10 4.7	19 2.9
	特にない	22 7.1	6 10.2	2 13.3	10 14.7	24 11.3	64 9.6
	その他	1 0.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 1.9	5 0.8
	不明	268 86.7	21 35.6	12 80.0	45 66.2	116 54.5	462 69.6
	全体	309	59	15	68	213	664

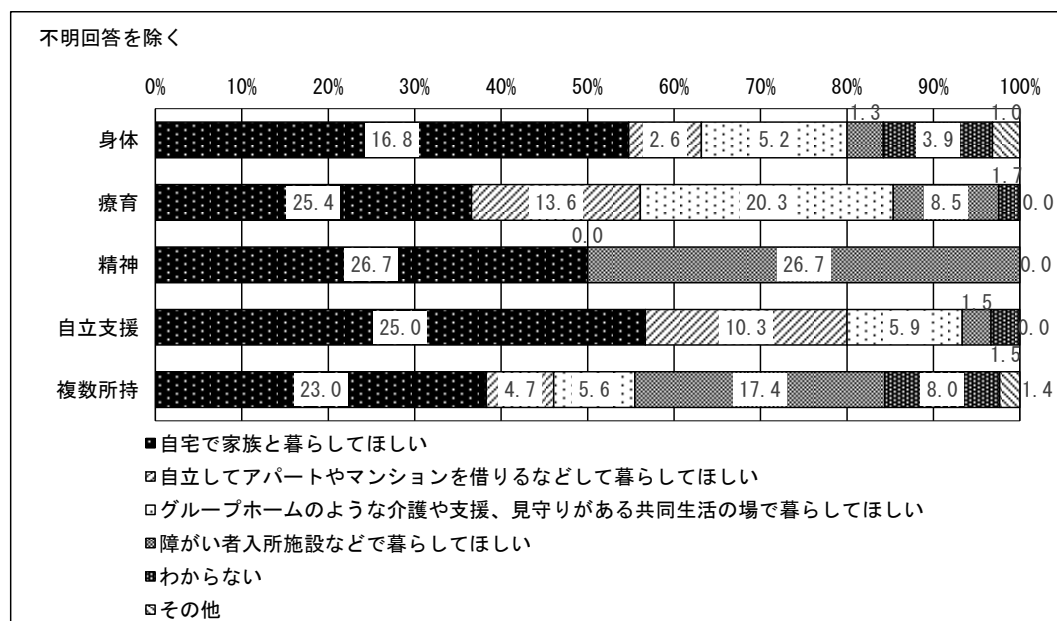


作品：障害者支援施設 太希おきなわ

⑬【将来の暮らし】について 介助者・保護者の方へ

【あて名のご本人には将来どのように暮らしてほしいですか】という設問に対し、いずれの障害でも「自宅で家族と暮らしてほしい」とする割合が高いです。「療育手帳所持者」では、「グループホームのような介護や支援、見守りがある共同生活の場で暮らしてほしい」20.3%、「障害者入所施設などで暮らして欲しい」26.7%です。「精神障害者手帳所持者」では、「グループホームのような介護や支援、見守りがある共同生活の場で暮らしてほしい」26.7%です。

図表 34 将来の暮らし(介助者・保護者の方へ)



■ 種別 × 将来の暮らし(介助者・保護者の方)

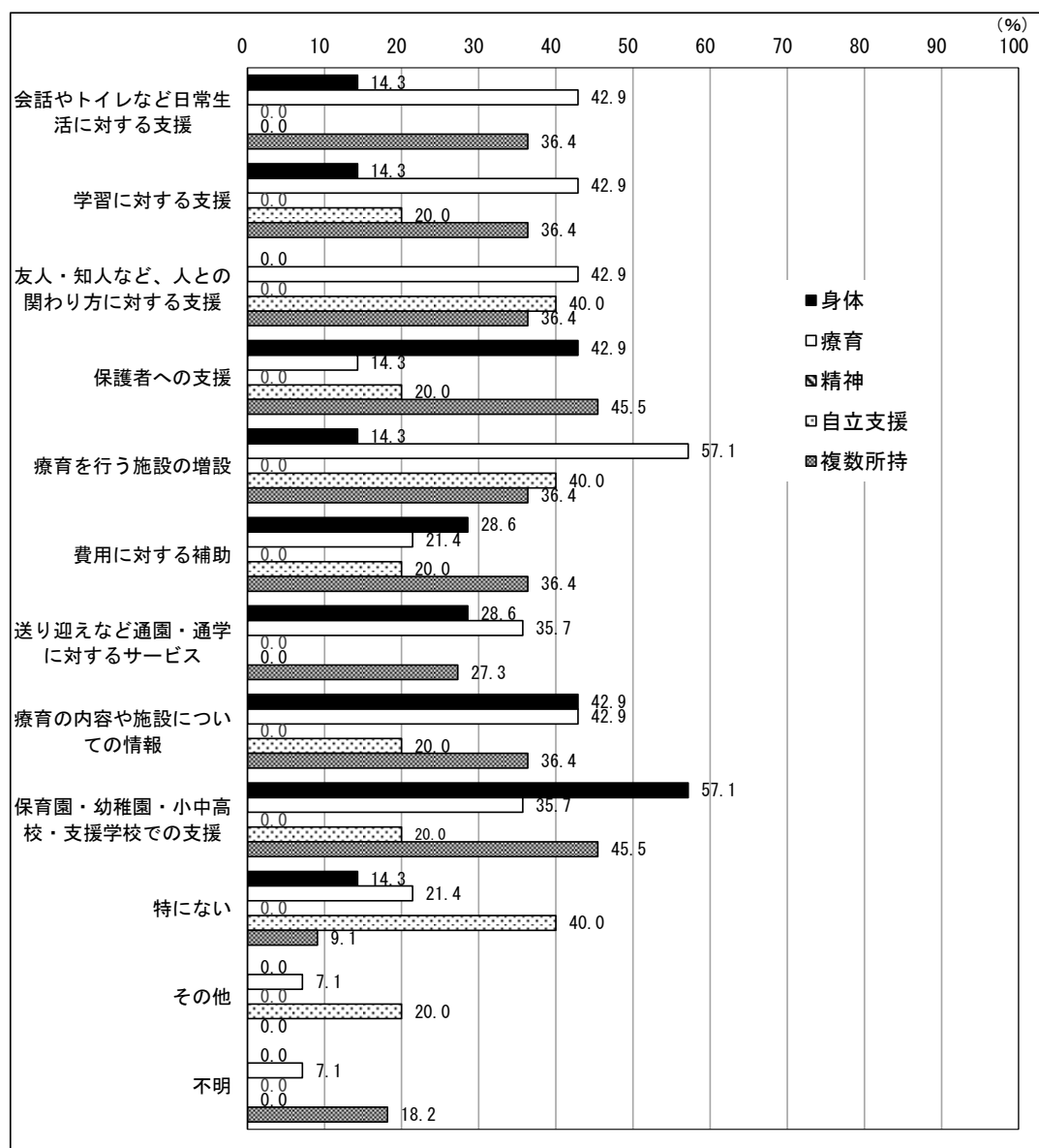
	上段:度数 下段:%	種別					合計
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	
将来の暮らし (介助者・ 保護者の方)	自宅で家族と暮らしてほしい	52 16.8	15 25.4	4 26.7	17 25.0	49 23.0	137 20.6
	自立してアパートやマンションを借りるなどして暮らしてほしい	8 2.6	8 13.6	0 0.0	7 10.3	10 4.7	33 5.0
	グループホームのような介護や支援、見守りがある共同生活の場で暮らしてほしい	16 5.2	12 20.3	0 0.0	4 5.9	12 5.6	44 6.6
	障害者入所施設などで暮らしてほしい	4 1.3	5 8.5	4 26.7	1 1.5	37 17.4	51 7.7
	わからない	12 3.9	1 1.7	0 0.0	1 1.5	17 8.0	31 4.7
	その他	3 1.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 1.4	6 0.9
	不明	214 69.3	18 30.5	7 46.7	38 55.9	85 39.9	362 54.5
全体	309	59	15	68	213	664	

◆18歳未満の方におたずねします

⑳【障害児の療育(充実させるべき点)】について 介助者・保護者の方へ

【あて名のご本人が受けている療育や支援について、さらに充実させるべき点だと思う点があるか】の設問に対し、「身体障害者手帳所持者」では、「保育園・幼稚園・小中学校・高等学校・支援学校での支援」「保護者への支援」の順に高いです。「療育手帳所持者」では「療育を行う施設の増員」57.1%、「自立支援医療(精神通院)受給者証」では、「友人・知人など、人との関わり方に対する支援」、「療育を行う施設の増設」、「特にない」がそれぞれ40%、「複数手帳所持者」では、「保護者への支援」、「保育園・幼稚園・小中学校・高等学校・支援学校での支援」が各40%となっています。

図表 35 障害児の療育(充実させるべき点)



■ 種別 × 障害児の療育(充実させるべき点)

	上段:度数	種別					合計
	下段:%	身体	療育	精神	自立支援	複数所持	
充実させるべき点	会話やトイレなど 日常生活に対する支援	1 14.3	6 42.9	0 0.0	0 0.0	4 36.4	11 29.7
	学習に対する支援	1 14.3	6 42.9	0 0.0	1 20.0	4 36.4	12 32.4
	友人・知人など、人との 関わり方に対する支援	0 0.0	6 42.9	0 0.0	2 40.0	4 36.4	12 32.4
	保護者への支援	3 42.9	2 14.3	0 0.0	1 20.0	5 45.5	11 29.7
	療育を行う施設の増設	1 14.3	8 57.1	0 0.0	2 40.0	4 36.4	15 40.5
	費用に対する補助	2 28.6	3 21.4	0 0.0	1 20.0	4 36.4	10 27.0
	送り迎えなど通園・ 通学に対するサービス	2 28.6	5 35.7	0 0.0	0 0.0	3 27.3	10 27.0
	療育の内容や施設 についての情報	3 42.9	6 42.9	0 0.0	1 20.0	4 36.4	14 37.8
	保育園・幼稚園・ 小中高校・ 支援学校での支援	4 57.1	5 35.7	0 0.0	1 20.0	5 45.5	15 40.5
	特になし	1 14.3	3 21.4	0 0.0	2 40.0	1 9.1	7 18.9
	その他	0 0.0	1 7.1	0 0.0	1 20.0	0 0.0	2 5.4
	不明	0 0.0	1 7.1	0 0.0	0 0.0	2 18.2	3 8.1
	全体	7 100.0	14 100.0	0 0.0	5 100.0	11 100.0	37 100.0



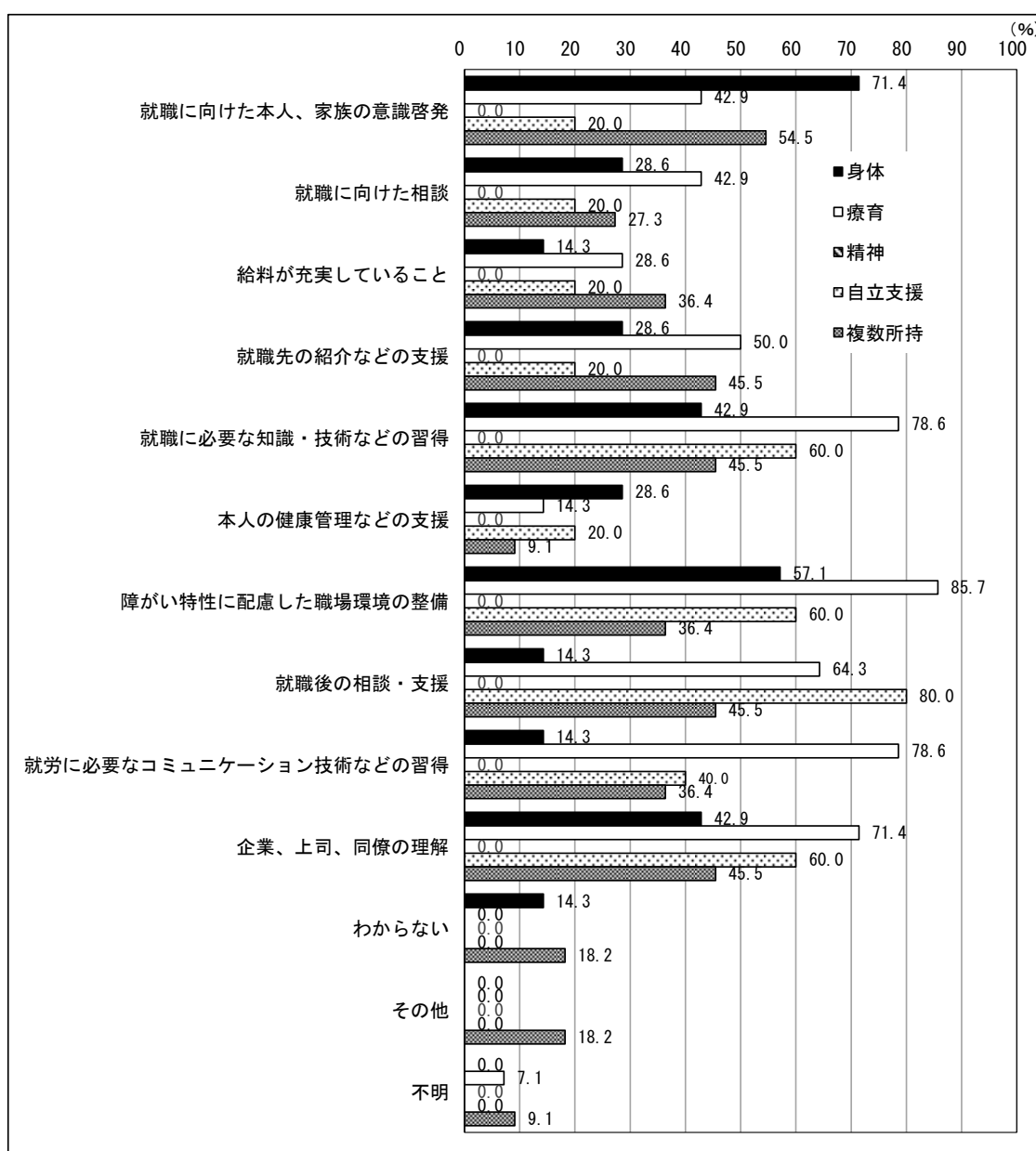
障害者スポーツ大会の様子

◆18歳未満の方におたずねします

②1【就労するために重要なこと】について

【あて名のご本人が将来仕事に就くために重要だと思われることは何ですか】という設問に対し、障害別に一番高い割合をみると、「身体障害者手帳所持者」では、「就職に向けた本人、家族の意識啓発」71.4%、「療育手帳所持者」は、「障害特性に配慮した職場環境の整備」85.7%、「自立支援医療(精神通院)受給者証所持者」は、「就職後の相談・支援」80%、「複数手帳所持者」は、「就職に向けた本人、家族の意識啓発」54.5%となっています。

図表 36 就労するために重要なこと



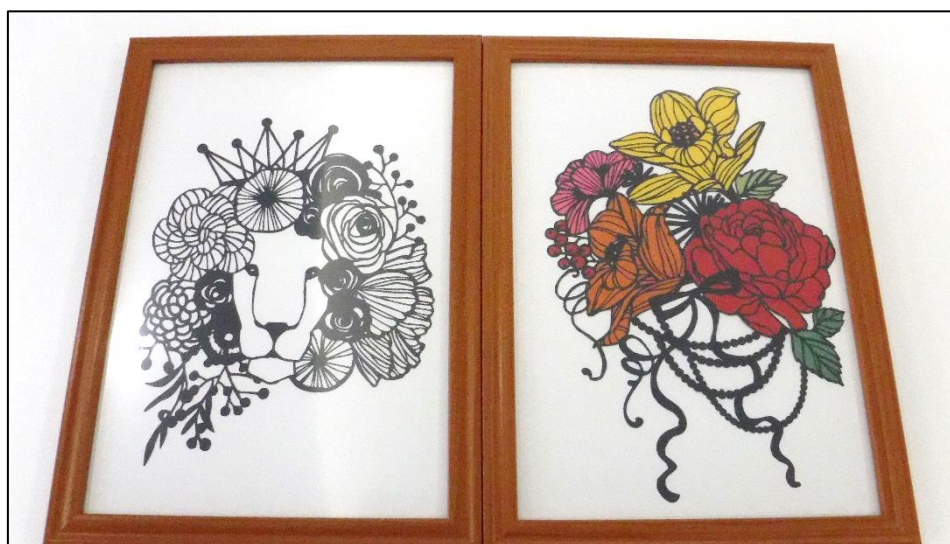
■ 種別 × 就労するために重要なこと

上段:度数 下段:%		種別					
		身体	療育	精神	自立支援	複数所持	合計
就労するために 重要なこと	就職に向けた本人、 家族の意識啓発	5 71.4	6 42.9	0 0.0	1 20.0	6 54.5	18 48.6
	就職に向けた相談	2 28.6	6 42.9	0 0.0	1 20.0	3 27.3	12 32.4
	給料が充実 していること	1 14.3	4 28.6	0 0.0	1 20.0	4 36.4	10 27.0
	就職先の紹介 などの支援	2 28.6	7 50.0	0 0.0	1 20.0	5 45.5	15 40.5
	就職に必要な知識・ 技術などの習得	3 42.9	11 78.6	0 0.0	3 60.0	5 45.5	22 59.5
	本人の健康管理 などの支援	2 28.6	2 14.3	0 0.0	1 20.0	1 9.1	6 16.2
	障害特性に配慮した 職場環境の整備	4 57.1	12 85.7	0 0.0	3 60.0	4 36.4	23 62.2
	就職後の相談・支援	1 14.3	9 64.3	0 0.0	4 80.0	5 45.5	19 51.4
	就労に必要な コミュニケーション 技術などの習得	1 14.3	11 78.6	0 0.0	2 40.0	4 36.4	18 48.6
	企業、上司、 同僚の理解	3 42.9	10 71.4	0 0.0	3 60.0	5 45.5	21 56.8
	わからない	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 18.2	3 8.1
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 18.2	2 5.4
	不明	0 0.0	1 7.1	0 0.0	0 0.0	1 9.1	2 5.4
	全体	7	14	0	5	11	37

調査票自由記述より

項目	意見等	年代・障害別等級
<p>1 困っていること (当事者・家族のニーズ)</p>	<p>①点字ブロックへの迷惑駐車。 ②公共交通サービスの充実。 ③後見人のことで悩んでいる。 ④更生医療や医療費が高い。 ⑤補装具購入の給付金を増やしてほしい。 ⑥視覚障害者用音声パソコンソフトの再度補助。 ⑦福祉サービス事業所が多すぎて何がいいのかかわからない。理解できる何かを作ってほしい。 ⑧グループホームの施設が少ない。 ⑨気軽に相談できる場所がほしい。 ⑩障害者が気兼ねなく遊べる施設があればいい。</p>	<p>10代・身体1級 70代・身体6級 50代・身体1級 50代・精神3級 70代・身体5級 40代・身体1級 10代・療育A2 30代・療育B1 10歳未満・療育B1 年代・障害別等級未記載</p>
<p>2 災害に備えていること</p>	<p>①避難場所と避難の手段がわからない。 ②情報が入らず、どこへどう避難したらいいのかわからない。 ③通っている学校に避難出来ると安心。</p>	<p>20代・身体1級 30代・療育B2 10代・身体1級</p>
<p>3 地域との関わり</p>	<p>①障害に対する地域の方々の理解が深まるよう啓蒙活動を実施してほしい。 ②障害者の交流会を開催してほしい。 ③認知症サポーターになってほしい。 ④障害の有無や年齢に関わらず、それぞれの特性を生かして交流し、相互共存していける地域づくりをしてほしい。 ⑤目に見える障害でないと周囲が理解してくれない。</p>	<p>10歳未満・療育B1 60代・療育A2 80代・未記載 50代・未記載 年代・障害別等級未記載</p>

項目	意見等	年代・障害別等級
4 行政に 対して	①障害者の権利を守ってほしい。 ②障害者に関することや福祉サービスについて情報発信してほしい。 ③役場窓口への手話通訳配置。 ④町外に暮らしている(施設入所)町民にも、出身地域の広報誌を送ってほしい。	80代・身体3級 10代・身体1級 20代・身体4級 50代・身体2級
5 就労に ついて	①障害者の給料アップ、仕事を増やして欲しい。 ②一般就労で出来ることもあると思う。両親の死後、自立自活できるような支援を行政として後押ししてほしい。 ③精神障害を雇用する企業の紹介をしてほしい。 ④自宅で出来る内職があれば教えてほしい。	20代・療育B2 40代・精神3級 40代・精神2級 40代・精神1級



作品：仲里 忍さん

(2) アンケート調査結果からみえてきたこと

<日常生活について>

身体障害手帳所持者は、自宅で配偶者と暮らしている割合が高く、日常生活をひとりでできることが多い傾向にあります。

また、就労していない人が多く、理由としては「働く理由がない」と回答した人の割合が高いです。就労支援では、「短時間勤務や日数などの配慮」が求められています。

福祉サービスでは「利用している福祉サービスはない」という回答が多く、また「今後も利用したい福祉サービスはない」との傾向がみられました。

今後も地域で生活するためには、「必要なサービスが利用できること」、「経済的な負担の軽減」を必要としている声が多数となっています。

療育手帳所持者は、親・祖父母と自宅に暮らしている割合が高く、日常生活では誰かに助けてもらわないといけない状況がみてとれます。

また今後、地域で生活するためには、「働く場の確保」を望む声が多いです。

日中の過ごし方としては、保育園・幼稚園や学校に通ったり、福祉施設、作業所に通っているケースがほとんどです。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、親・祖父母と暮らし、介助してもらっている人が多く、日常生活では、ひとりでできる人と全部手伝ってもらえる人の二極に分かれている傾向が高くなっています。

自立支援医療(精神通院)受給者証所持者は、親・祖父母や配偶者と暮らしている人が多くて、介助や支援を受けています。

また、日常生活ではひとりで出来る割合が高くなっており、日中は自宅で過ごしていることが多く、外出は週に数回で、「買い物や病院など医療機関への受診のため」とする回答が多いです。

<今後の生活について>

いずれの障害でも、なるべく「自宅で過ごしたい」という回答をした人の割合は高い傾向です。今後も地域で過ごすため必要な支援として、「必要なサービスが利用できること」、「経済的な負担の軽減」を求める回答が多いです。

一方で、今後利用したい福祉サービスについては、ほとんどの障害で「利用したい福祉サービスはない」と回答しており、今後は障害ごとのニーズを細かく把握する必要があります。

また、療育手帳所持者は、学校や買い物時に障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをした経験の割合が高いことから、今後は地域住民の理解を深める対策はもちろん、交流やネットワークづくりが必要となっています。

<障害や福祉サービスの情報>

悩み事や困ったことがあったとき、相談する相手としては「家族や親戚」、「施設の支援員等」と身近な人に相談する場合がほとんどです。

その情報源としては、「家族など身近な関わりがある人」以外に、「行政の窓口」、「新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」と回答した方が多数です。

障害別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「施設の支援員など」、自立支援医療（精神通院）受給者証所持者は「かかりつけの医師や看護師」が多くなっていることから、医療機関等の従事者への情報提供も重要な部分です。

<就労について>

療育手帳所持者では、通所施設で就労している割合が高いです。

また、働くために必要な支援としては、「通勤手段の確保」、「職場における障害の理解」を挙げる割合が高く、今後利用したい福祉サービスとしても「就労継続支援」が多くなっています。

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者は、就労している割合も高く、形態としては、「企業などで正社員」として働いている割合が障害別には一番高くなっています。

働くために必要な支援としては、「職場における障害の理解」、「短時間勤務や日数などの配慮」を求める割合が高いです。

<まとめ>

障害の種別に関わらず「自宅で暮らしたい」との意向があることから、障害を持ちながらも、今後地域で暮らしていくためには、障害者の居場所の確保、当事者ととともにその人を取り巻く家族に対する支援、地域住民の理解とネットワークづくり、障害者のサポート体制、障害者の就労支援が必要となっています。

(3) ヒアリング調査からの主な意見・課題

本計画を策定するにあたり、障害者やその家族と関わることの多い、町内外にある放課後等児童デイサービス、就労支援施設、相談支援事業所など、関連団体等へ、障害者の皆さんの現状把握等を目的にヒアリングを実施しました。

項目	ヒアリング結果
1 設置までに 困難だった点	<ul style="list-style-type: none"> ①今の場所に落ち着くまで、大家さんの理解がもらえなかった。 ②利用者の確保。
2 事業所・当事者・ 家族のニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ①放課後児童デイサービスの延長、日中一時預かりのニーズに对应されているか不安。 ②友達との関わり合いを持たせてほしい。集団になじめないので、大勢の場に行かせたい。 ③コミュニケーション力をつけさせたい。親子合同企画や地域の方との交流を図りたい。
3 困っていること	<ul style="list-style-type: none"> ①多くの父兄から学校に対する不満や先生に対する相談が多い。 ②マンパワー不足。 ③障害者の両親が高齢となり関わりが少なくなった。過保護な親の子に対する過干渉。 ④家族のニーズに对应できていない。入所問題で受入先が無いなど。 ⑤サービスの利用方法がわからない。家族からの言葉の暴力。 ⑥集中力・体力の問題から農作業が続かない。
4 災害に 備えていること	<ul style="list-style-type: none"> ①指定避難先は狭く立地に問題ある。 ②施設が2階にあるので不安。事業所として備蓄なし。 ③避難先と指定されている公民館に備蓄品もなく、海拔も事業所がある所より低い。 ④八重瀬町障害福祉事業所定期連絡会やえまーるでの勉強会、講習会での情報共有。 ⑤島尻消防協力のもと、年3回以上の避難訓練実施。 ⑥夜間避難訓練を含み年3回実施。 ⑦訓練はB型就労支援のみ実施。

項目	ヒアリング結果
5 地域との 関わり合い	<ul style="list-style-type: none"> ①地域と交流の機会を持ちたい。 ②公民館や児童館を利用することはあるが、地域との関わりはあまりない。 ③幼稚園での交流は時々ある。 ④地域のゴミ拾いをしている。 ⑤利用者の社会参加を促進するために、町のホールや公共の場の提供をお願いしたい。地域の方々との交流を深めるために、場の提供と参加事業を作ってほしい。 ⑥清掃活動を通して連携をとっている。 ⑦地域行事への参加。 ⑧ボランティア活動の一環として、地域の清掃活動へ参加。
6 関係機関・ 他業者との 連携	<ul style="list-style-type: none"> ①以前から付き合いのある団体とは連携・情報共有がある。 ②学校、教育委員会などとは連携している。 ③小学4年生を対象に障害者に対する学習会の実施。 ④八重瀬町障害福祉事業所定期連絡会やえまーの勉強会へ参加。相談事業所間での勉強会へ参加。教育委員会とも連携・情報共有している。
7 今後の展開	<ul style="list-style-type: none"> ①支援力（介護力）に力を入れたい。 ②就労にまで持っていくこと。 ③地域に溶け込む体制づくり。 ④生活介護、就労支援への展開を考えている。 ⑤ボーダーの児童対策、引きこもり児童の実態把握。 ⑥児童のサービスに係る事業の展開を検討中。地域社会の一員として喜びを提供したい。
8 行政に対して	<ul style="list-style-type: none"> ①公園整備（遊具管理）を行政をお願いしたい ②地域活動の事業所（旧役場）の老朽化。安全面で困っている。安全な場所の提供をお願い。 ③地域支援センターと一般相談が一緒になって活動出来る場所が1つあればいい。

(4) アンケート調査・関係団体ヒアリングの結果からみえてきたこと

アンケート調査やヒアリングの結果をもとに、八重瀬町の障害者福祉施策に必要なキーワードが5つみえてきました。これらのキーワードをヒントに施策の展開を図ります。

施策はP58～70に掲載

①地域との関わり

障害者にとって、住み慣れた地域に住むことを誰にも拒否されてはいけません。地域と関わりをもつことは、障害者が自宅で暮らしたいというニーズに応える手段のひとつになります。また、地域にあるグループホームや入所施設等と何らかの関わりを持ち、相互理解を深めることで「障害者が地域で暮らす」サポートにつながります。

これは、防災の観点からも言えることで、地域と関わりを持つことが命を守ることにもつながります。

関連する主な施策No.(18)(23)(25)(39)(43)(44)

②伝えること・知ること

障害者はその生活や考えていること、困っていることなどを地域住民へ伝えるということを大切にします。

地域住民は、障害者の特性等の情報や障害に関するシンポジウムなどに参加し、障害者を知るということを大切にします。

それら、一つひとつを組み合わせていくなかで、相互理解を深め、地域に住んでいる障害者が何を必要としているのか「我が事」として捉えていきます。

関連する主な施策No.(1)(5)(6)(7)(23)(25)

③災害対策

災害対策としては、「避難場所や避難の手段がわからない」と回答した者、避難に必要なこととして「安全な場所まで迅速に避難が出来ない」、「近所にサポートしてくれる人がいない」と回答した者がいます。

また、災害時の備えについては、障害者個人としても、障害者に関連する事業所としても「特に何もしていない」と回答が多いことは、不測の事態に備えて、町民一人ひとりはもちろん、障害者本人やその家族も「災害に対する心構え」を持つ必要があります。

関連する主な施策No.(8)(9)(10)(11)(12)(41)

④就労に関すること

障害者の就労については、「自立したい」と希望する者もいます。

就労支援では、「短時間勤務や日数の配慮、障害に対する理解」を求める意見があることから、事業所への情報提供等を行う、また役場や公的機関においては、障害者団体等の商品の優先購入をすることで、障害者の就労の継続を図ります。

関連する主な施策No.(4)(13)(14)(15)(16)

⑤人権に関すること

障害者が差別を感じたことがあると回答した中で、住んでいる地域や職場、冠婚葬祭の場など「差別を地域で感じた」ことがある人が多かったことを受け、人権に関する普及啓発を図り、障害者やその家族の人権を守ります。

関連する主な施策No.(1)(3)(4)(5)(7)(23)(37)(41)

第3章 第3期障害者計画の基本理念と基本目標

1 基本理念と基本目標

八重瀬町総合計画では、障害者福祉の方針を「結いの心で支え合う ふれあいのまちづくり」と設定しています。その中では、地域で自立した生活ができるよう在宅福祉サービスの充実、働ける場の確保など社会的支援の充実、町内公共施設のバリアフリー化の推進等、多方面から展開していくとしています。

本計画の基本理念は、総合計画の方針と前計画のノーマライゼーション、リハビリテーション、障害者の社会への参加・参画、障害のある・なしに関わらず、同じ地域に暮らす住民同士の共感や支え合いを強調する観点から定めている「うまんちゅの魂が結び合うまち 八重瀬」を継承します。

本町を代表する教訓歌である汗水節には、【公衆為も 我が為ゆと思て 百勇みいさで 尽しみしより（公衆のことを自分のことと思つて皆のために頑張ろう）】という、町民全体のことを自分の為と考え、皆のために尽くしていこうという歌詞の一節があります。

これは厚生労働省が進めている【地域共生社会の実現】に向けて「我が事・丸ごと」と重なる部分でもあります。地域課題の解決力の強化、地域丸ごとのつながりの強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、専門人材の機能強化・最大の活用という4つの基本骨格のもと進められます。

本町においても、住民一人ひとりが支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出し、本町のもつ様々な地域資源を生かすことで、暮らしと地域社会に豊かさを生み出していき、これからの福祉の地域づくりを目指します。

また、基本理念を支える基本目標を3つ設定することで、障害者計画の施策を推進していきます。

基本理念

うまんちゅの魂が結び合うまち 八重瀬

基本目標1

あしみじ
汗水で築こう

地域のきずな

基本目標2

地域で支えよう

彩りのある暮らし

基本目標3

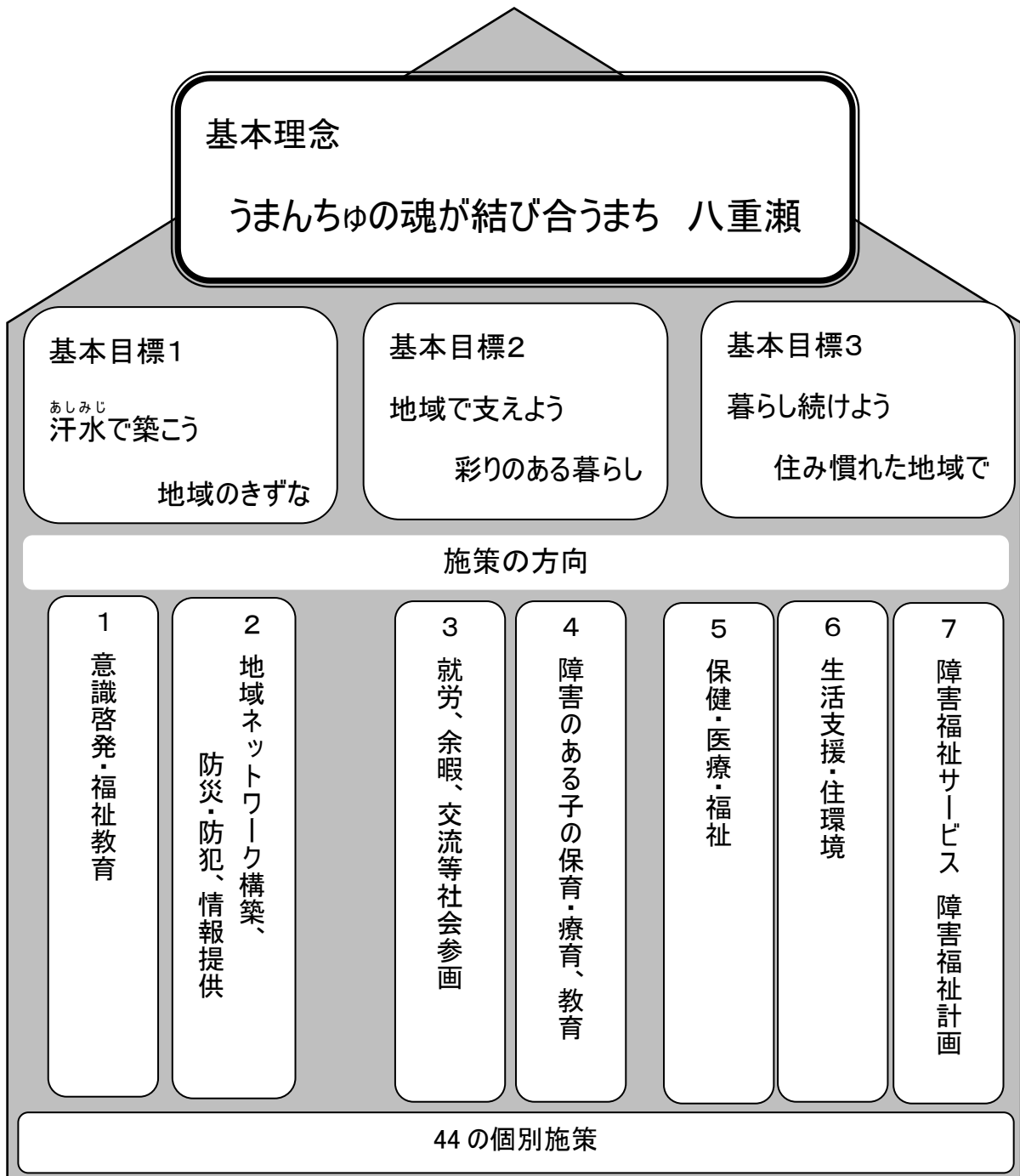
暮らし続けよう

住み慣れた地域で

第4章 障害者施策の展開（八重瀬町障害者計画）

1 障害者施策の体系

本計画では、地域共生社会の実現を踏まえて、基本理念を「うまんちゅの魂が結び合うまち 八重瀬」とし、3つの基本目標を設定、施策の方向性として7項目設けました。本計画を推進するために44の個別施策で支えています。



2 施策の展開

基本目標 1 汗水で築こう 地域のきずな

施策の方向【1 意識啓発・福祉教育】

個別施策	役割			
	町役場 (担当課)	町社協・ 福祉団体等	当事者・家族	地域・ 事業所等
(1) 広報活動の充実 継続	町広報誌やホームページなど、既存の広報手段に加え、当事者へ伝わりやすい方法を検討する。 (社会福祉課・企画財政課)	自ら発行する広報物、ネットワークを活用して支援制度・サービス等に関する情報発信をする。	情報提供等について、当事者の立場から具体的な充実・改善策を町役場・町社協・福祉団体等へ提案する。	行政サービスや障害者団体、福祉施設のイベント・活動等のPRに協力する。
(2) 福祉制度・サービスの説明会等、障害者支援制度に関する普及啓発 継続	福祉関係者や町民向けに、各種障害者支援制度の概要や利用方法を説明する機会の充実を図る。 (社会福祉課)	町民向けに、各種障害者支援制度の概要や利用方法を説明する機会の充実を図る。また、組織内研修会を実施する。	積極的に説明会等に参加する。	説明会等に積極的に参加する。また、地域や事業所内で説明会等の周知を図る。
(3) 障害者への虐待防止の意識啓発 継続	障害者虐待防止法に基づき、市町村障害者虐待防止センターを設置するとともに、町民向けに虐待防止の意識啓発を行う。 (社会福祉課)	町役場と連携して、意識啓発や相談窓口の周知などを行う。	障害のある家族の介護に関する悩みやその他の困りごとについては、抱え込まず積極的に町役場や町社協等に相談する。	身の回りの障害のある人やその家族等が話やすい職場・地域の雰囲気づくりに努める。

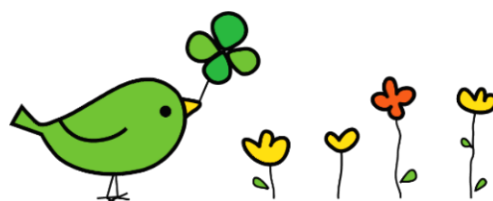
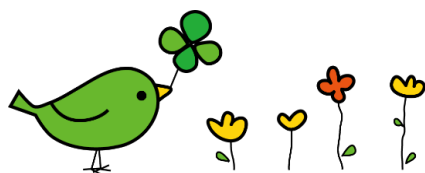
個別施策	役割			
	町役場 (担当課)	町社協・ 福祉団体等	当事者・家族	地域・ 事業所等
(4) 障害者差別解消法 の周知 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">新規</div>	障害を理由とする 差別の解消に向 け、町民や事業所 に対して周知を図 る。 また、障害者差別 の解消に向けた規 則や要綱等の制 定、協議会の設置 を図る。 (社会福祉課)	当事者への説 明はもとより 町役場と連携 して、意識啓発 などを図る。	差別を感じた 時は、町役場 等へ相談をす る。	障害のある人 やその家族等 から差別につ いて相談を受 けた場合は、 町役場や町社 協へ相談す る。
(5) 学校での人権及び 福祉学習の充実 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">継続</div>	教職員へ人権・福 祉学習に関する研 修等を実施し、指 導内容の充実を図 る。 (学校教育課・社会 福祉課)	教職員の研修 へ講師派遣や 情報提供等で 協力する。	当事者の立場 から、障害者 の権利や福祉 等の現状を伝 える。	学校等で行わ れる人権・福 祉学習に協力 する。
(6) 生涯学習における 福祉人材の育成 <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">継続</div>	生涯学習講座等 を通じて、地域福祉 活動に参画する人 材を育成する。 (社会福祉課・生涯 学習文化課)	講座等へ講師 派遣などを行 い、人材育成を 支援する。	当事者の立場 から、支援二 ーズ等を伝え る。	積極的に講座 等へ参加す る。

個別施策	役割			
	町役場 (担当課)	町社協・ 福祉団体等	当事者・家族	地域・ 事業所等
(7) 福祉ネットワーク 拠点の設置 継続	町社協や福祉関係 機関・団体等と連 携し、福祉に関す る情報発信や学習 が出来る拠点を設 置する。 (社会福祉課)	拠点で活躍す る人材(C S W・コミュニテ ィーソーシャ ルワーカー)等 を育成または 配置する。	設置に関し て、当事者の 立場から助言 等を行う。	福祉に関する 情報発信や学 習に協力す る。

施策の方向【2 地域ネットワーク構築、防災・防犯、情報提供】

個別施策	役割			
	町役場 (担当課)	町社協・ 福祉団体等	当事者・家族	地域・ 事業所等
(8) 地区ワーカーとの 連携による相談支 援体制の強化 継続	町社協会と連携 し、地域におけ る相談支援体制 の強化を図る。 (社会福祉課)	地区ワーカー を継続して配 置する。福祉 事業所等と情 報交換を図 る。	居住地区のワ ーカーの把 握。困ったこ とがあれば積 極的に相談す る。	居住地区のワ ーカーを把握。 支援を必要と する当事者や 家族等を相談 につなげる。
(9) 安全ネットワーク の確立 継続	災害時要援護者 支援台帳の定期 的な情報更新・ 具体的な支援二 ーズの情報収集 等を行い、災害 時に適切な援護 が実施できる体 制をつくる。 (社会福祉課・総 務課)	町役場や関係 機関・団体間 で災害時に援 護が必要と思 われる人につ いての情報共 有と支援体制 をつくる。	当事者として 災害時に援護 が必要だと感 じる場合、家 族・近隣の方・ 町役場等に援 護や支援が必 要であることを伝える。	家庭や地域、職 場で災害時に 援護が必要と 思われる人を 把握しておく。

個別施策	役割			
	町役場 (担当課)	町社協・ 福祉団体等	当事者・家族	地域・ 事業所等
(10) 福祉避難所の 設置 新規	避難所の設置及び設置後に周知広報を行う。 (社会福祉課)	町役場や関係機関・団体間で避難が必要と思われる人について、情報共有を図る。	避難所の設置に関して、当事者の立場から助言等を行う。	障害者等が避難所へ移動が必要な際には、サポートをする。
(11) 緊急通報システムの利用促進 継続	緊急通報システムの活用について、周知を図り、利用を促進する。 (社会福祉課)	緊急通報システムの活用について、当事者やその家族に情報提供を行う。	一人暮らしの場合、利用を検討する。	緊急通報システム利用を必要とする当事者や家族等を町役場への相談につなげる。
(12) バリアフリーマップの作成・配布 継続	障害者専用駐車場や障害者用トイレなどが設置されている施設等をまとめたマップ等を作成し、配布を行い情報提供に努める。 (社会福祉課)	マップの配布、活用を支援する。	マップを活用して積極的に外出すると同時に、掲載情報の更新や追加等について当事者として助言を行う。	店舗・事業所においては、施設のバリアフリー化に努める。



基本目標 2 地域で支えよう 彩りのある暮らし

施策の方向【3 就労、余暇、交流等社会参画】

個別施策	役 割			
	町役場 (担当課)	町社協・ 福祉団体等	当事者・家族	地域・ 事業所等
(13) 雇用促進・就労 訓練等に関する 情報の提供 継 続	障害者就業生活支 援センター、ハロ ーワーク等と連携 し、雇用や就労支 援、訓練、助成金 等の情報提供を行 う。 (社会福祉課・観光 振興課)	障害者就業支 援センター、 ハローワーク 等と連携し、 雇用や就労支 援、訓練、助成 金等の情報提 供を行う。	就労訓練等に 関する制度に ついて、情報 を収集・活用 する。	地域は地域内 で情報提供を 図る。 事業所は障害 のある人の雇 用支援制度等 を活用する。
(14) 町役場及び公的 機関等での雇 用・優先発注の 促進 継 続	役場及び関係機関 で障害者雇用を目 指すと共に、障害 者団体等の商品・ サービスを優先購 入する。 (社会福祉課・総務 課)	当事者がより 付加価値の高 い商品・サー ビス提供がで きるよう支援 する。	付加価値の高 い商品・サー ビスを 目 指 す。	障害団体等の 商品・サービ スを積極的に 購入する。併 せて求める商 品・サービス 等のニーズを 伝える。
(15) 民間事業所への 雇用・障害者団 体等の商品・サ ービス購入要請 継 続	民間事業所に対 し、障害のある人 の雇用や障害のあ る人が作った商品 やサービスを積極 的に購入するよう 要請する。 (社会福祉課)	民間事業所に対 し、障害の ある人の雇用 や就労につい て、助言や支 援、理解を求 める。	商品・サービ スのPRに努 める。	障害者団体等 の商品サービ スを積極的に 購入・販売す る。

個別施策	役 割			
	町役場 (担当課)	町社協・ 福祉団体等	当事者・家族	地域・ 事業所等
(16) 就労支援事業所 の支援と活用 継続	就労支援事業所の周知や情報提供を通じて支援する。また事業所が請け負う作業やサービスを積極的に活用する。 (社会福祉課)	行政の支援を活用し、当事者と家族への対応を充実させる。	利用者として事業者と対等な立場でニーズを伝える。	就労支援事業所が請け負う作業やサービスを積極的に活用する。
(17) 障害者交流・ 情報交換の場の 確保 継続	地域活動支援センターを活用し、障害のある人、その家族の交流、情報交換を行う機会を図る。 (社会福祉課)	CSWと連携して小地域での活動への参加を促し、現在実施している事業の周知を図る。	積極的に交流の機会を活用し、情報交換を行う。	交流会等に関するチラシやポスターなどの設置し、情報提供を図る。
(18) 地域活動への参 加促進 継続	障害のある人も参加できる生涯学習活動や障害者スポーツの普及を図る。 (社会福祉課・生涯学習文化課・スポーツ振興課)	当事者の地域行事への参加を促すとともに、受け入れ側に対する助言等を行う。	地域活動への参加にあたって、障壁要因などを、町役場や地域活動の主催者等に伝える。	地域行事等において、障害のある人も参加しやすい運営や企画を考える。
(19) 障害のある人の 情報へのアクセ ス手段の確保 継続	手話通訳・要約筆記者の派遣事業や町ホームページの改善等を図り、障害のある人がより情報を得ることができるようにする。 (社会福祉課・企画財政課)	手話・音訳等のボランティア、サークル育成、活動支援を継続する。また、社協だよりや町広報の音訳物の配布を継続する。	日常生活の様々な場面で、具体的にどのような手段・情報が必要かを町役場等に伝え改善を働き掛ける。	職場や小売店・飲食店等で点字表示など、障害のある人でも利用しやすい掲示等を行う。

施策の方向【4 障害のある子の保育・療育、教育】

個別施策	役割			
	町役場 (担当課)	町社協・ 福祉団体等	当事者・家族	地域・ 事業所等
(20) 障害児保育及 び療育の充実 継続	障害児保育の充実のため、専門家による巡回指導を強化するとともに、研修等を実施する。また発達障害や支援が必要な子の保育の充実のため、保育士の加配等について検討する。 (社会福祉課・児童家庭課)	障害のある児童への対応について、保育所等へ情報提供を行う。	当事者の立場から町役場等に支援ニーズを伝える。	身の回りの支援が必要と思われる子やその家族に対し、町役場等への相談を促す。
(21) 就学指導体制 の強化 継続	障害のある児童や支援が必要な子に関する役場内の情報共有・活用に関するルールや仕組みづくりを推進し、切れ目のない支援を確保する。 (社会福祉課・学校教育課・児童家庭課)	学校等と連携して、障害のある児童等の支援について協力する。	当事者の立場から、児童の就学に対する要望・ニーズを伝える。	身の回りの支援が必要と思われる子やその家族に対し、町役場等への相談を促す。
(22) 学校施設等の バリアフリー 化 継続	町立小中学校や幼稚園等の建て替えや修繕等に合わせ施設のリニアフリー化を図る。 (学校教育課・児童家庭課)	障害者自立支援協議会等の障害の児童に関する協議の場で、学校施設等のバリアフリー化に関し、提案・助言を行う。	当事者の立場から要望・ニーズを伝える。	職場や店舗等、不特定多数の人が出入りする施設については、バリアフリー化を図る。

個別施策	役割			
	町役場 (担当課)	町社協・ 福祉団体等	当事者・家族	地域・ 事業所等
(23) 地域活動への 参加 継続	障害のある児童の子ども会活動等、地域活動への参加を促進する。 (社会福祉課・学校教育課・生涯学習文化課)	当事者の地域行こと・活動への参加を支援するとともに、受入側に対する助言等を行う。	地域活動への参加にあたって、障壁となっている要因などを、町役場や地域活動の主催者等に伝える。	障害のある児童も参加しやすい運営方法や企画を考える。
(24) 放課後等デイサービス等の 周知 継続	障害のある児童の発達を支援するために、相談窓口やその他福祉サービスの周知を図る。 (社会福祉課)	利用が適切と思われる児童生徒の保護者等に対し、情報提供を行う。	利用者として事業者と対等な立場でニーズを伝える。	身の回りの支援が必要と思われる子やその家族に対し、町役場等への相談を促す。
(25) 親子通園事業等、通所サービス充実の検討 継続	障害児の発達支援のために、親子通園事業等を検討する。 (社会福祉課・児童家庭課)	利用が適切と思われる児童生徒の保護者等に対し、情報提供を行う。	当事者の立場から要望・ニーズを伝える。	身の回りの支援が必要と思われる子やその家族に対し、町役場等への相談を促す。

基本目標3 暮らし続けよう 住み慣れた地域で

施策の方向【5 保健・医療・福祉】

個別施策	役割			
	町役場 (担当課)	町社協・ 福祉団体等	当事者・家族	地域・ 事業所等
(26) 町民の健康づくり推進 継続	住民健診等の受診勧奨を強化し、生活習慣病の予防・早期発見等を図り、障害の発生予防に努める。 (健康保険課)	健診等の受診を促すとともに健康づくり等に関する情報提供・収集などに協力する。	欠かさず住民健診・職域健診等を受診し、健康管理に努める。	職域健診等を実施し、職場での健康管理に努める。
(27) 母子保健事業の推進と健診等の機会の活用 継続	妊婦健診、乳幼児健診等の受診勧奨を強化し、母子の健康管理を充実させ、障害の早期発見を図る。また、健診等の機会を活用して、子どもの健康や発達に関する悩みを相談や支援などにつなげる。 (社会福祉課・健康保険課・児童家庭課)	健診等の受診を促すとともに健康づくり等に関する情報提供・収集などに協力する。	欠かさず住民健診・職域健診等を受診し、健康管理に努める。	職域健診等を実施し、職場での健康管理に努める。
(28) 心の健康に関する相談支援 継続	沖縄県自殺対策緊急強化事業の一環として健康・生活相談事業を実施する。 (社会福祉課)	相談窓口に関する情報提供や周知広報に協力する。	状況に応じて相談窓口を利用する。	相談窓口に関する情報提供や周知広報に協力する。

個別施策	役 割			
	町役場 (担当課)	町社協・ 福祉団体等	当事者・家族	地域・ 事業所等
(29) 重度心身障害 者(児)医療費助 成制度の活用 継 続	継続して重度の 心身障害者(児) の医療費等の自 己負担分につい て助成を行う。 (社会福祉課)	利用者等に対 し制度の周知 を図る。	助成内容を確 認し、制度活 用を検討す る。	身の回りの障 害のある人や その家族等に 制度活用を勧 める。
(30) 小児慢性特定 疾患日常生活 用具給付事業 の活用 継 続	継続して国指定 の疾患をもつ児 童に対し、日常 生活用具を給付 する。 (社会福祉課)	利用者等に対 し、制度の周 知を図る。	事業内容を確 認し、給付事 業活用を検討 する。	身の回りの障 害のある人や その家族等に 給付事業活用 を勧める。
(31) 難病等日常生 活用具給付事 業の活用 継 続	継続して国指定 の疾患をもつ児 童に対し、日常 生活用具を給付 する。 (社会福祉課)	利用者等に対 し、制度の周 知を図る。	事業内容を確 認し、給付事 業活用を検討 する。	身の回りの障 害のある人や その家族等に 制度活用を勧 める。
(32) 進行性筋萎縮 症者療養等給 付事業の活用 継 続	継続して身体障 害者手帳の交付 を受けている 18歳以上の進 行性筋萎縮症者 であり、特に治 療等に長時間を 要する人に対 し、療養や必要 な訓練を提供す る。 (社会福祉課)	利用者等に対 し、制度の周 知を図る。	事業内容を確 認し、給付事 業活用を検討 する。	身の回りの障 害のある人や その家族等に 制度活用を勧 める。

施策の方向【6 生活支援・住環境】

個別施策	役 割			
	町役場 (担当課)	町社協・ 福祉団体等	当事者・家族	地域・ 事業所等
(33) 基幹相談支援 センターの設 置等の相談体 制の充実 継続	地域活動支援セン ターと相談事業所 の連携により体制 を充実させる。 (社会福祉課)	地域活動支援 センターとの 連携により課 題を抱える当 事者を支援に つなげる。	町役場や相談 事業所を積極 的に利用す る。	身の回りの 障害のある 人やその家 族等に相談 事業所の利 用を勧め る。
(34) 専門相談員の 確保 継続	社会福祉士、精神 保健福祉士等の専 門的な見地から相 談支援が行える人 材を確保・配置を 図る。 (社会福祉課)	町役場の人材 の確保に関し、 情報提供や紹 介等で協力す る。	町役場等に対 し、具体的な 支援ニーズ等 を伝える。	町役場の人 材の確保に 関し、情報 提供や紹介 等で協力す る。
(35) 各種障害者支 援制度に関す る情報提供の 強化 継続	障害年金や特別児 童扶養手当など公 的手当や税の減 免、地域移行支援 事業、障害福祉サ ービス等、障害者 の経済的支援・生 活支援に関する制 度の利用方法等 について情報提供 の強化を図る。 (全庁的な取り組 み)	行政の各種支 援制度・社会福 祉協議会が所 管する支援事 業について情 報提供を図る。	困り事や悩み 事がある時 は、町役場や 各種相談窓口 を積極的に利 用する。	身の回りの 障害のある 人やその家 族等に制度 活用を勧め る。
(36) 生活窮迫時の 支援制度の周 知 継続	生活保護制度等、 生活に窮迫した際 の支援制度の周知 を図る。 (社会福祉課)	生活福祉資金 貸付等、短期及 び中長期の支 援策について 周知を図る。	制度内容を確 認し、制度利 用を相談す る。	身の回りの 障害のある 人やその家 族等に制度 活用を勧め る。

個別施策	役割			
	町役場 (担当課)	町社協・ 福祉団体等	当事者・家族	地域・ 事業所等
(37) 障害者の権利 擁護の推進 継続	日常生活自立支援 事業や成年後見制 度等の障害のある 人の権利擁護に関 する制度につい て、その周知を徹 底し、制度活用の 推進を図る。 (社会福祉課)	権利擁護事業 や成年後見制 度利用支援事 業等について、 利用者への周 知と活用を促 す。	ものごとの判 断力への不安 や金銭・財産 管理等に課題 があった場 合、制度利用 について積極 的に相談・活 用する。	制度の周知 に関する広 報物等を職 場や店舗、 地域の集会 所等に設 置・回覧す る。
(38) 重度視覚障害 者の同行援護 等の活用 継続	重度視覚障害者の 同行援助等の障害 者福祉サービスの 周知を図り、制度 活用を推進する。 (社会福祉課)	利用者等に対 し制度の周知 を図る。	サービスを活 用して外出の 機会を増や す。	身の回りの 障害のある 人やその家 族等に制度 活用を勧め る。
(39) 障害のある人 の外出手段の 拡充 継続	障害のある人が安 心して外出できる 移動交通手段の拡 充を図る。 (全庁的な取り組 み)	要支援者へ福 祉用具貸出事 業等の充実を 図る。	町役場等に対 し、具体的な 支援ニーズ等 を伝える。	障害のある 人の移動に ついて、出 来る範囲で 地域・職場 等でサポー トする。
(40) 障害のある人 の自動車使用 の支援 継続	継続して障害者の 運転免許取得・自 動車改造助成事業 の周知を図る。 (社会福祉課)	利用者等に対 し制度の周知 を図る。	必要な場合、 制度を活用し て、免許取得・ 自動車改造を 行う。	身の回りの 障害のある 人やその家 族等に制度 活用を勧め る。

個別施策	役割			
	町役場 (担当課)	町社協・ 福祉団体等	当事者・ 家族	地域・ 事業所等
(41) 公共施設等の バリアフリー化 継続	公共施設等の建て替えや改修に合わせ、バリアフリー化を図る。 (全庁的な取り組み)	自立支援協議会等の場を通じて、公共施設等のバリアフリー化に関し提案・助言を行う。	当事者の立場から、要望・ニーズを伝える。	職場や店舗等不特定多数の人が出入りする施設については、バリアフリー化を図る。
(42) 公営住宅への 入居促進・町営 住宅のバリア フリー化 継続	県営・公営住宅の入居に関する情報を積極的に提供する。町営住宅については、建て替え・改修に合わせてバリアフリー化を図る。 (全庁的な取り組み)	自立支援協議会等の場を通じて、公共施設等のバリアフリー化に関し、提案・助言を行う。	当事者の立場から、要望・ニーズを伝える。	民間の賃貸住宅等においてもバリアフリー化を図る。
(43) 一般住宅のバ リアフリー化 継続	継続して日常生活用具給付や介護保険の住宅改修費補助等、各種助成制度の周知と図り、一般住宅のバリアフリー化を促す。 (社会福祉課)	住宅のバリアフリー化に関する支援制度について、利用者等に情報を提供する。	制度を利用して、住宅のバリアフリー化を行う。	身の回りの障害のある人やその家族等に制度活用を勧める。
(44) グループホーム 利用への 助成 継続	障害のある人が地域生活を送るために、グループホームを利用する場合、助成を行う。 (社会福祉課)	利用者等に対し、制度の周知を図る。	制度活用を検討する。	身の回りの障害のある人やその家族等に制度活用を勧める。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 障害福祉計画・障害児福祉計画について

障害者総合支援法第 88 条に基づき策定する市町村障害福祉計画は、障害福祉サービスや地域支援事業等のサービス見込量及びサービス提供体制について定めるものです。

平成 29 年度で最終年度となる、第 4 期八重瀬町障がい福祉計画の実績等を勘案しつつ、改善点や新しいニーズに対する提供体制を整えるために、今回、第 5 期障害福祉計画を策定します。

障害福祉計画の推進にあたり国は基本指針として、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行等」とする 4 つの成果目標を示しています。

また、児童福祉法第 33 条の 20 に基づき策定する市町村障害児福祉計画は、障害児とその保護者に対する支援体制の構築を目的に、児童福祉法の一部を改正し、市町村が障害児計画の策定を義務としたことを受け、今回、第 1 期障害児福祉計画として策定します。

障害児支援の提供体制の整備等として、「児童発達支援センターの設置」、「保育所等訪問支援の実施」、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、「医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育、教育等の関係機関の協議の場の設置」の 4 つを国は指針として示しています。

八重瀬町においても各項目の数値目標を定め、障害福祉、障害児福祉を推進していきます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設に入所している障害者が、一般住宅やグループホーム等へ移行し、地域で生活ができるようになることを目指し目標を設定します。

■国が示す基本的な考え方■

- 平成 28 年度時点の施設入所者数の 9%以上の人地域生活へ移行
- 平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点から 2%以上を削減

■八重瀬町の目標設定(平成 30 年度～平成 32 年度)

項目	数値	考え方
現入所者数(A)	76 人	平成 28 年度末(H29.3.31 現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	75 人	平成 32 年度末の見込
削減見込目標値(C)	1 人 1%	$C=A-B=E-D$ (国指針:目標 2%以上)
新規入所者数(D)	3 人	平成 30 年～平成 32 年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	4 人	平成 30 年～平成 32 年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	3 人 4%	(E)のうち、地域移行目標者 (国指針:目標 9%以上移行)



作品：山内恵利さん

施設入所者の地域生活移行の現状と課題、サービス提供体制の確保策	
現状と課題	八重瀬町においては、徐々に施設入所者数が増加している状況である。その実情に合わせて、本計画では削減目標(C)を1名、地域移行目標者数(F)を3名と設定し、目標達成を目指す。さらに施設入所者の地域生活への移行について国が示す基本的な考え方に近づけられるよう地域の理解促進に取り組む。
サービス提供体制確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> •生活の拠点として、施設から地域生活への移行を進めるにあたっては、住宅の確保(公営住宅やグループホーム等)と共に、地域移行のための相談支援や体験宿泊等を図る。 •現在入所している施設にて、計画的に地域生活移行後を想定した生活訓練を行う。(事業所間連絡会での研修等で検討) •地域生活移行後の日中の活動場として、生活介護サービスや自立訓練など生活を営む上での支援を提供する。 •地域における理解促進として、毎年開催している障害についての講演会等を通して障害に対する地域の理解を深める。 •支援体制の拡充として、地域生活に移行した障害のある方を自治会・民生委員児童委員等の地域人材との連携により身近な地域での相談・支援の拡充を図る。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者にも対応する地域包括ケアシステムを構築することで、八重瀬町の一員として自分らしい暮らしが出来るようになることを目指し設定します。

■国が示す基本的な考え方■

- 平成32年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

■八重瀬町の目標設定(平成30年度～平成32年度)

項目	協議の場の設置方法
平成32年度末時点で、保健、医療、福祉関係者による協議の場	単独設置(新規設置)
<p>【方向性】</p> <p>当面は既存組織を活用しつつ、平成32年度の設置に向けて、現在ある八重瀬町障害者自立支援協議会にて、「精神障害に対応した地域包括ケアシステム設置部会(仮称)」を立ち上げ、設置に向けて検討を行う。</p>	

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化や親の高齢化を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等を整備することを目指します。

■国が示す基本的な考え方■

・平成 32 年度末までに、市町村または各圏域に少なくとも 1 つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定します。

■八重瀬町の目標設定(平成 30 年度～平成 32 年度)

項目	協議の場の有無
平成 32 年度末時点での地域生活支援拠点等の協議の場	有 ・ 無
【方向性】八重瀬町の単独として設置を目指す	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者の一般就労への移行と定着を図ることを推進するため、八重瀬町として、事業所や関係機関との協力のもと推進していきます。

■国が示す基本的な考え方■

- ・福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加
- ・就労移行支援事業の利用者数の増加
- ・就労移行支援事業所の就労移行率の向上
- ・就労定着支援事業による職場定着率の向上

■八重瀬町の目標設定(平成 30 年度～平成 32 年度)

①福祉施設利用から一般就労への移行者数について		
項目	数値	考え方
【基準値】 福祉施設から一般就労への移行者(A)	3 人	平成 28 年度において、福祉施設を退所し、一般就労した者の数。
【目標値】 目標年度(平成 32 年度)の一般就労移行者数(D)	3 人 1.0 倍	平成 32 年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数。(国指針:平成 28 年度の実績 1.5 倍以上)

②就労移行支援事業所の利用者数について		
項目	数値	考え方
【基準値】 就労移行支援事業利用者数(B)	8人	平成 28 年度末の就労移行支援事業の利用者数
【目標値】 目標年度(平成32年度末)における障害者就労移行支援事業所の利用者数	8人 1.0倍	平成 32 年度末の障害者就労移行支援事業所の利用者数(国指針 平成 28 年度末の 2 割以上(20%以上)の増加)

③就労移行支援事業所の就労移行率について		
項目	数値	考え方
【基準値】 就労移行支援事業所数(C)	0事業所	平成 27 年度末の就労移行支援事業所数
【目標値】 目標年度(平成32年度)の就労移行率が 3 割以上事業所数(F)	1事業所	平成 32 年度における就労移行率が 3 割以上の事業所数(F/C)
<p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設入所中から、就労に向けた取り組みを強化する為に生産活動の指導などを行う。(事業所間連絡会での研修等) ・障害福祉サービスの就労移行支援において、個別支援計画の作成、就労継続 A 型利用で知識及び能力向上のための訓練、また職場体験など継続した支援体制を図る。 		

④就労定着率について		
項目	数値	考え方
【目標値】 目標年度就労定着率	1人 33%	就労定着支援利用者の 一年後の定着率
<p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある方が、就労した後も相談支援事業を利用することによって、関係機関が継続して関わり続けることの出来る環境・ネットワークを構築し、就労することで発生するトラブルや悩み等を共有し、問題解決を図る。 ・関係機関は障害のある方から相談があった場合には、個別支援会議等を開催し、就労の経過を観察しながら、より良く働いていくことのサポートを行う。 		

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律」によって、重症心身障害児や医療的ケア児等への支援拡充が図られることになり、国の指針にもこれらのサービスの提供体制の目標が定められています。八重瀬町においても、事業所や関係機関との連携を図ることで、障害児の支援体制の拡充に取り組みます。

<p>■国が示す基本的な考え方■</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置(市町村ごと又は圏域での設置) ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築(全ての市町村) ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(市町村ごと又は圏域での確保) ・医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置
--

項目	設置方法
①児童発達支援センターの設置	単独設置
<p>【方向性】</p> <p>平成 32 年度の設置を目指し、直営又はセンター指定を受けた町内事業所への委託を目指す。困難な場合はセンター指定を受けた町外事業所へも委託を検討する。</p>	

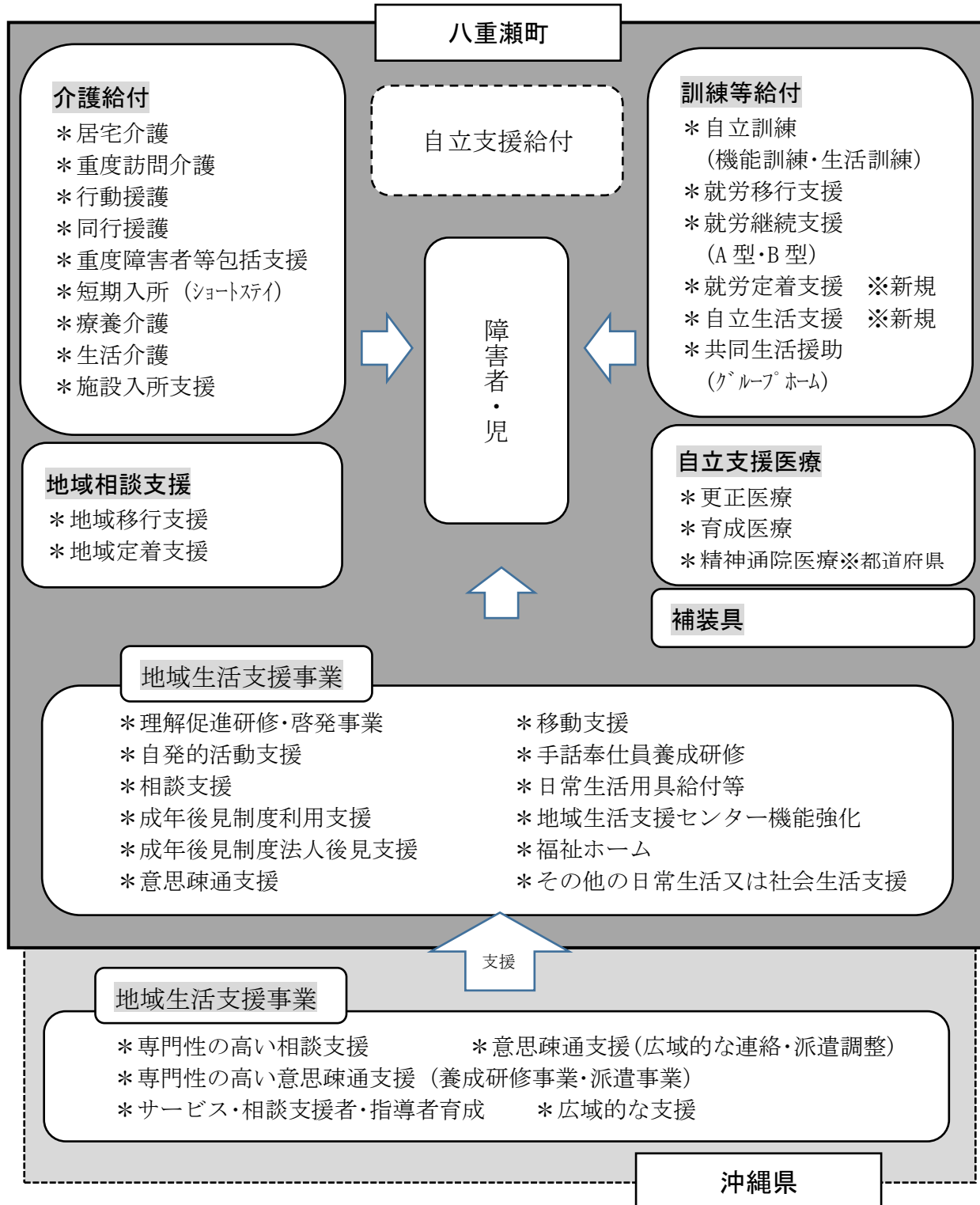
項目	構築方法
②保育所等訪問支援の体制の構築	平成 32 年度までに構築
<p>【方向性】</p> <p>平成 32 年度体制の構築を目指し、直営又はセンター指定を受けた町内事業所への委託を目指す。困難な場合はセンター指定を受けた町外事業所へも委託を検討する。</p>	

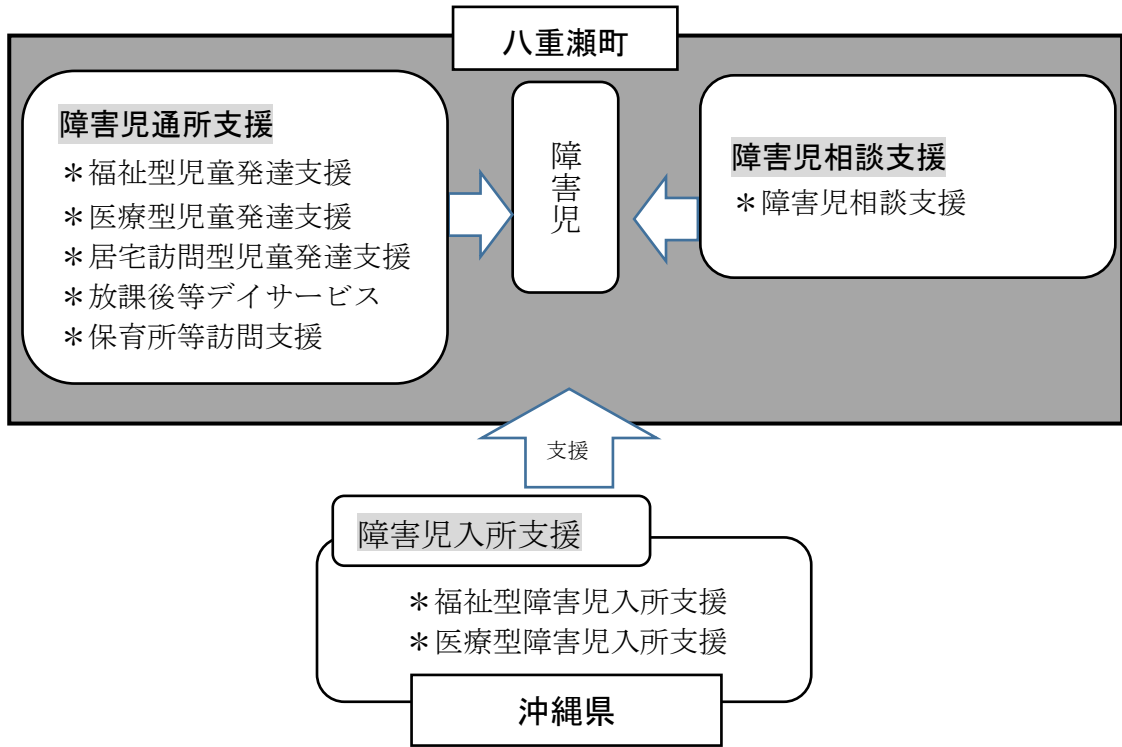
項目	確保方法
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	単独確保
<p>【方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の支援にあたって、利用者の望む形態・ニーズの把握に努め、支援を行う町内事業所の確保を行う。 ・町内事業所での設置や確保が困難な場合、町外事業所を利用することで利用者の支援にあたる。 	

項目	協議の場の設置方法
④平成 30 年度末時点での医療的ケア児の協議の場	単独設置(新規)
<p>【方向性】</p> <p>当面は既存組織を活用しつつ、平成 32 年度の設置に向けて、現在ある八重瀬町障害者自立支援協議会にて、「医療的ケア児支援のための協議会設置部会(仮称)」を立ち上げ、設置に向けて検討を行う。</p>	

2 障害者・障害児を対象とした福祉サービスの体系

障害者を対象とする福祉サービスは、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。





3 障害福祉サービスの利用実績と見込み量

第4期障害福祉計画で立てた数値目標と実績値を比較し、各事業をPDCAサイクルに基づき、計画の評価・点検を行います。

また、国の基本指針のもと、実績値や障害者や家族等のニーズ、利用者の増加傾向等を勘案し、第5期計画の見込み量を設定します。

(1) 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴・排せつ・食事の介護等の支援を行うサービス。
重度訪問介護	常に介護を必要とし、その介護の必要性がとて高い方に、入浴・排せつ・食事・介護、外出時の移動支援等を総合的な支援を行うサービス。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避等その他の必要な支援を行うサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供するサービス。
同行援護	視覚障害により、移動が著しく困難な人に対し、移動に必要な情報の提供、移動時の援護など提供するサービス。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
居宅介護	件数	52	54	59	63	66	70
	利用時間	610	697	648	687	729	773
重度訪問介護	件数	2	3	3	3	4	4
	利用時間	54	67	79	87	96	106
行動援護	件数	4	4	6	7	7	8
	利用時間	35	45	49	53	58	63
重度障害者等包括支援	件数	0	0	0	0	0	0
	利用時間	0	0	0	0	0	0
同行援護	件数	13	16	17	18	20	21
	利用時間	133	146	142	154	168	182

(2)日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護を必要とする方に、日中活動の場を提供するとともに、入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービス。
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能のリハビリテーションを行うサービス。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、日常生活能力の向上のために、必要な訓練やその他の支援を提供するサービス。
就労移行支援	一般企業へ就労を希望する方へ、一定期間就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練などを行うサービス。
就労継続 支援 A 型	一般の事業所で働くことが困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス※雇用契約あり。
就労継続 支援 B 型	一般の事業所で働くことが困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。 ※雇用契約は行わない
就労定着支援 (新設)	就職した障害のある方に、就労が継続できるよう生活面での課題を解決するため、事業所や障害者の家族との連絡調整等を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス。
自立生活援助 (新設)	施設に入所している障害者が、一人暮らしを始めた際に定期的に訪問することで、助言や連絡調整を行う。
短期入所	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含めて入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービス。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
生活介護	件数	120	124	121	122	123	124
	利用日数	2,327	2,255	2,292	2,311	2,330	2,348
自立訓練 (機能訓練)	件数	2	6	5	6	7	8
	利用日数	23	71	57	75	81	99
自立訓練 (生活訓練)	件数	4	9	15	21	28	38
	利用日数	49	174	294	401	546	744
就労移行支援	件数	7	8	5	8	8	8
	利用日数	145	134	99	159	159	159
就労継続 支援A型	件数	27	31	38	43	49	56
	利用日数	504	594	723	824	939	1,071
就労継続 支援B型	件数	86	96	102	110	119	128
	利用日数	1,566	1,764	1,892	2,039	2,197	2,368
就労定着支援	件数	新規			0	0	3
療養介護	件数	9	9	11	11	12	13
	利用日数	267	272	317	342	368	396
自立生活援助	件数	新規			0	0	0
短期入所	件数	19	22	20	20	21	21
	利用日数	123	124	129	131	133	135

(3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

サービス名	内容
共同生活援助 (GH)	共同生活を行う住居において、夜間や休日の相談や入浴、排せつ等日常生活の支援を行うサービス。
施設入所支援	施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介助等を行う。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
共同生活援助 (GH)	件数	23	24	27	28	30	32
施設入所支援	件数	74	76	76	77	78	79

(4) 指定相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害者が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設を利用する18歳以上の者を対象に、地域移行支援計画の作成・相談による不安の解消等支援するサービス。
地域定着支援	自宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービス。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
計画相談支援 (サービス等利用計画)	件数	42	54	60	68	78	88
計画相談支援 (障害児支援利用計画)	件数	7	12	17	22	28	36
地域移行支援	件数	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	件数	0	0	0	0	0	1

(5) 障害児通所支援

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導や集団訓練への適応訓練を行う。
放課後等デイサービス	学校就学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練を行う。
医療型児童発達支援	各障害に応じた専門的な訓練や医療的ケアを行う。
保育所等訪問支援	保育所等を利用中、又は利用予定の児童に集団生活への適応訓練等を行う。
居宅訪問型児童発達支援 (H30.4月施行)	重度の障害により外出が著しく困難なため、児童発達支援等を利用できない児童の自宅を訪問して発達支援を行う。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	保健、医療等関連する分野の支援を調整するコーディネーターの配置し、地域で必要な支援が受けられるように支援する。



事業名	単位	実績値			見込み量		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
児童発達支援	件数	14	15	20	23	25	28
	利用日数	134	155	217	242	269	300
放課後等 デイサービス	件数	55	67	86	101	118	139
	利用日数	541	775	1,002	1,176	1,379	1,618
医療型 児童発達支援	件数	3	2	1	3	3	3
	利用日数	49	36	20	56	56	56
保育所等訪問支援	件数	0	0	0	0	0	0
	利用日数	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	件数	新規			0	0	0
	利用日数				0	0	0
医療的ケア児に対する関連分野の 支援を調整するコーディネーターの 配置人数	人	新規			0	0	0



4 地域生活支援事業の利用実績と見込み量

地域相談支援事業の目的は、日常生活や社会生活の自立支援を促すため実施する事業です。

(1) 相談支援事業

サービス名	内容
理解度促進研修 啓発事業	障害者に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行い、地域社会への働きかけを強化する。
自発的活動 支援事業	障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することで、共生社会の実現を図る。
障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供及びアドバイス等の支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のための必要な援助を行う。一般相談支援事業に加え、専門的職員を配置することで、相談支援機能の強化を図ることを目的に行う。
市町村相談支援 機能強化事業	
住居入居等支援事業	入居を希望する障害者が、保証人がいない等の理由で入居困難な場合、必要な支援を行う。
成年後見制度 利用支援事業	認知量、知的障害及び精神障害等を理由に判断能力が不十分な方を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します
成年後見制度利用 法人後見人支援事業	市民後見人を活用した法人後見を支援するための研修等を行う。
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者を派遣することで、障害者等との意思疎通の円滑化と町民へ手話の技法を広め理解を深めることを目的とするサービス。
手話通訳者設置事業	聴覚、音声、言語機能などに障害のある方に対し、手話通訳者及び手話奉仕員を派遣し、意思疎通の円滑を図る。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
理解促進研修 啓発事業	実施 回数	0	1	1	1	1	1
	参加 人数	0	236	100	200	200	200
自発的活動 支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	利用 人数	12	13	13	13	13	13
障害者相談 支援事業	箇所	2	2	2	2	2	2
市町村相談支援 機能強化事業	箇所	2	2	2	2	2	2
住居入居等 支援事業	箇所	0	0	0	0	0	0
	利用 人数	0	0	0	0	0	0
成年後見制度 利用支援事業	人/年	0	0	0	1	1	1
成年後見制度利用法人 後見人支援事業	箇所	0	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0	0
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	件数/年	143	138	125	125	125	125
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	0	0

(2) 日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため自立支援用具等の給付を行う。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
介護訓練支援用具	件数/年	8	3	6	7	7	7
自立生活支援用具	件数/年	7	6	7	9	9	9
在宅療養等支援用具	件数/年	3	8	6	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件数/年	5	5	4	4	4	4
排泄管理支援用具	件数/年	445	565	525	525	525	525
住宅改修費	件数/年	1	0	1	1	1	1

(3) 地域生活支援事業

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、円滑に外出できるよう移動支援を行う。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。
地域活動支援センター機能強化事業	創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
移動支援事業	実人数/年	22	26	23	24	25	26
	時間/年	850	1,089	1,290	1,344	1,400	1,456
手話奉仕員養成研修事業	人数	9	7	8	8	8	8
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	2	1	1	1	1	1
	実人数/月	36	20	20	20	20	20

(4) 日中一時支援事業

障害者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的休息のため、障害者等の日中における活動の場を確保する。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
日中一時支援事業	実人数 /月	17	17	21	22	23	24
	件数 /年	409	532	602	638	667	696

(5) 社会参加支援事業

サービス名	内容
スポーツ・レクリエーション教室	スポーツ・レクリエーションを通して、障害者等の体力増加、交流、余暇等に資することを目的に開催する。
文化芸術活動振興	障害者の文化芸術活動等を振興するために、作品展や音楽会などの芸術・文化活動の発表の場を設け、創作意欲を促すための必要な支援を行う。
点字・声の広報等発行	町広報誌及び町社協だよりを点訳や音訳をすることで、視覚障害者へ情報提供を行う。※平成26年度より声の広報は、音訳サークルの活動として行われている。
自動車運転免許取得・改造助成	障害者の就労、求職、通学などに伴う自動車運転免許の取得及び改造等が必要な際には、経費の一部を助成することで、障害者の社会参加の促進を図る。

事業名	単位	実績値			見込み量		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等	延人数 /年	108	82	93	94	95	96
文化芸術活動振興	延人数 /年	201	204	356	360	360	360
点字・声の広報等発行	発行回数	15	16	17	16	16	16
自動車運転免許取得・改造助成	実人数 /年	2	1	3	4	5	6



第6章 計画の推進・評価体制等

1 推進体制と計画の進捗管理

庁内各担当課を中心に、関係機関・団体等と連携を図りながら本計画を推進していきます。

また、本計画の確実な運営と円滑な推進を図るため、平成30年度より、評価委員会を立ち上げます。この評価委員会の構成員は、本計画の策定委員(但し庁内委員を除く)を基本とし、事業達成についてPDCAサイクルのもと点検及び進捗管理することで推進体制を整えます。

障害者自立支援協議会(*1)において、情報共有の場としてはもちろん、多面からの意見や助言を求め着実に推進していきます。

2 広域圏域との連携

障害者自立支援協議会で具体的な協議や意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供等について調整を図っていきます。

3 行政職員の資質向上と地域における人材の育成と確保

柔軟な対応が求められる障害福祉施策に対応出来るよう、各種研修会の充実や様々なボランティア体験等を通じて、行政職員が障害のある人やその家族に対する理解と人権尊重、福祉意識の向上を図ります。

また、地域における人材の育成と確保については、行政はもとより、八重瀬町社会福祉協議会や町内外の社会福祉法人、関係する施設がそれぞれの役割を担い相互に連携・協力しながら連携体制の強化を図ります。

既存の住民ボランティア団体の支援をはじめ、障害者が地域で暮らす、地域とつながることが出来るよう、各地域で人材育成を図っていきます。

4 計画の普及・啓発

本計画については、八重瀬町ホームページへの掲載で広報することで周知を図ります。

また一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識づけするために、様々なイベントでの周知活動をはじめ、八重瀬町社会福祉協議会、民生委員・児童委員の活動などを通じて住民への意識啓発を図ります。

(*1) 自立支援協議会について

① 障害者総合支援法の位置づけ

(協議会の設置)

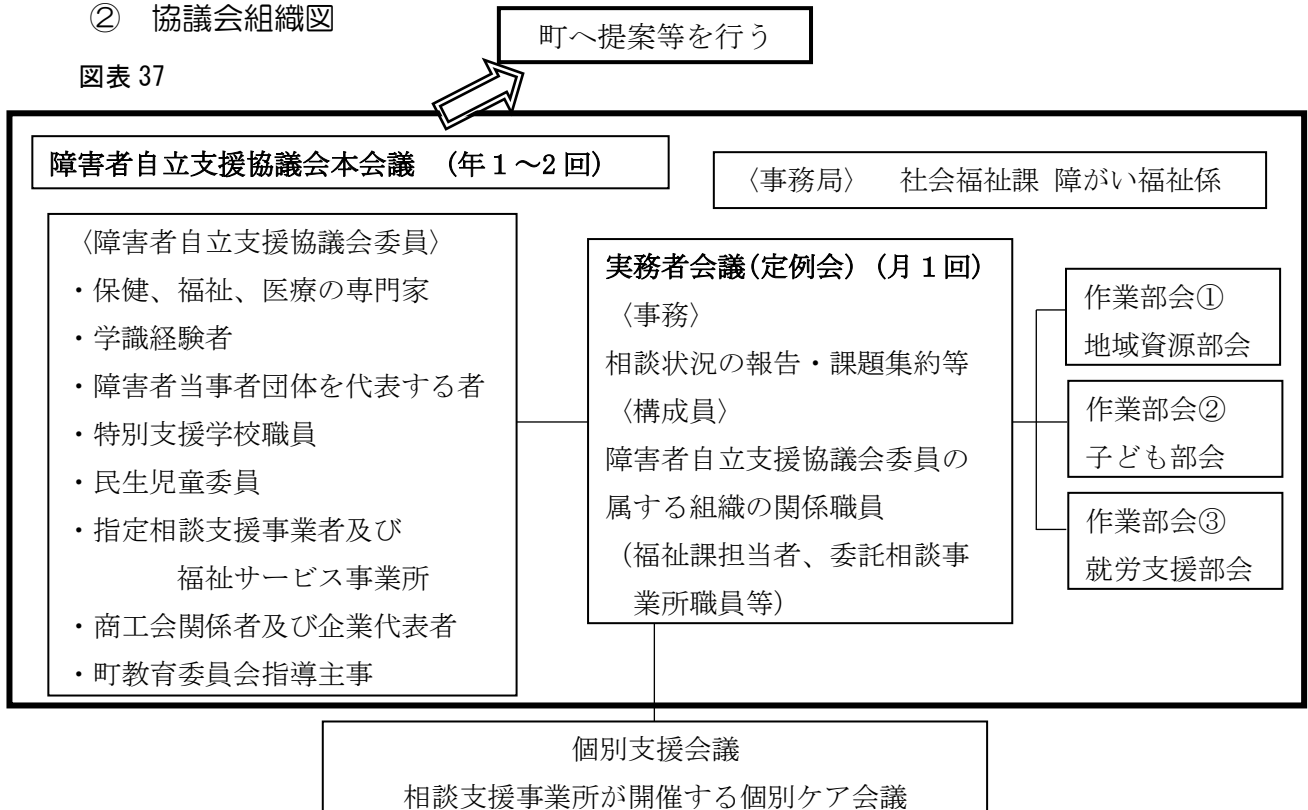
第八十九条の三

地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互に連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実績に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

② 協議会組織図

図表 37



③ 八重瀬町障害者自立支援協議会及び

実務者会議等の開催状況

- ・ 障害者自立支援協議会 (年1~2回)
- ・ 実務者会議 (定例会) (毎月1回)
- ・ 作業部会 (随 時)
- ・ その他調整会議等 (随 時)



やえせのシーちゃん

資料編

1 策定委員会設置要綱

○八重瀬町障害者計画等策定評価委員会設置要綱

(平成 29 年 8 月 7 日告示第 18 号)

改正 平成 30 年 3 月 6 日告示第 2 号

(設置)

第 1 条 本町における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者計画」という。)及びに障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画(以下「障害福祉計画」という。)並びに障害児に関する障害福祉サービス・障害児通所支援等の提供体制の確保に関する計画(以下「障害児福祉計画」という。)の策定及び点検並びに評価に関して、八重瀬町障害者計画等策定評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審議事項)

第 2 条 委員会の審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の調査・研究に関すること。
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画素案に関すること。
- (3) 総合的な障害福祉施策の推進に関すること。
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画並びに障害児福祉計画の点検並びに評価に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項。

(組織)

第 3 条 委員会は次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害のある方
- (2) 福祉関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定終了までとする。また策定委員は、計画策定後の計画期間中には評価委員も兼ねる。但し、策定委員の庁内委員は、策定委員から除く。

2 策定委員が計画策定の任期途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選でこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めたときは、会議に委員以外の者に出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 前項の代理者は、委員とみなす。

(作業部会)

第8条 委員会の下に作業部会を置き、委員長の指示により次の業務を行うことができる。

- (1) 第2条の審議事項の調査・研究に関すること。
- (2) 委員会に提出する原案の作成に関すること。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(個人情報の保護)

第10条 委員会の関係者は、会議で知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月6日告示第2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

2 八重瀬町障害者福祉計画等策定委員会名簿

氏名		構成組織	所属団体
1	委員長	金城 榮幸	福祉関係者 八重瀬町社会福祉協議会 会長
2	副委員長	朝妻 彰	特定非営利活動法人 やえせ 理事長
3	委員	神谷 信吉	八重瀬町身体障害者協会 会長
4	委員	川平 清	八重瀬町愛の会 会長
5	委員	兼城 和夫	八重瀬町民生委員児童委員協議会 会長
6	委員	嘉数 久美子	住民代表 八重瀬町女性会 会長
7	委員	石川 健	福祉関係者 八重瀬町社会福祉協議会 事務局長
8	委員	石原 朝子	行政関係者 八重瀬町役場 児童家庭課 課長
9	委員	新垣 正次	行政関係者 八重瀬町役場 学校教育課 課長

3 八重瀬町障害者福祉計画等作業部会員名簿

	氏名	役職	所属課
1	上江洲 直樹	係長	総務課
2	神里 和樹	主事	企画財政課
3	伊集 美智子	補佐兼係長 保健師	社会福祉課（障がい福祉係）
4	伊野 博一	係長	社会福祉課（地域福祉係）
5	比嘉 美由紀	センター長	社会福祉課（地域包括支援センター）
6	喜友里 千秋	係長	児童家庭課
7	宮城 里美	係長 保健師	健康保険課
8	新垣 徹	係長	まちづくり課
9	國場 篤志	主査	学校教育課
10	宮里 兼也	主査	生涯学習文化課
11	大城 光広	主査	スポーツ振興課

事務局

	氏名	構成組織	所属団体
1	永山 清和	八重瀬町役場	社会福祉課 課長
2	伊良波 朝貴	〃	社会福祉課 障がい福祉係
3	宮平 卓弥	〃	社会福祉課 障がい福祉係
4	一般財団法人 沖縄県公衆衛生協会		業務委託

4 計画策定の経緯

年月日	内容
平成 29 年 8 月 9 日～ 平成 29 年 9 月 1 日	アンケート調査実施
平成 29 年 11 月 6 日～ 平成 29 年 12 月 6 日	ヒアリング調査実施
平成 29 年 10 月 5 日	第 1 回作業部会 ①策定趣旨について ②計画概要と作業工程について ③アンケート調査結果について ④事業進捗の評価について
平成 29 年 10 月 6 日	第 1 回策定委員会 ①委嘱状交付、委員長、副委員長の選出 ②諮問 ③障害者関連計画概要と作業工程について ④アンケート調査結果について ⑤現計画の事業推進の評価方法について
平成 30 年 1 月 10 日	第 2 回作業部会 ①クロス集計・ヒアリング結果概要について ②素案について
平成 30 年 1 月 19 日	第 2 回策定委員会 ①クロス集計・ヒアリング結果概要について ②素案について
平成 30 年 2 月 20 日	第 3 回作業部会 ①前回指摘事項等修正について ②素案について
平成 30 年 2 月 23 日	第 3 回策定委員会 素案(第 1 章～第 6 章)総括
平成 30 年 3 月 8 日	町長へ答申

第3期障害者計画
第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

発行年月：平成30年3月
発行：沖縄県 八重瀬町

901-0492 沖縄県島尻郡八重瀬町字東風平 1188 番地
八重瀬町役場 社会福祉課
TEL 098-998-9598
FAX 098-998-7164
E-Mail hukusi@town.yaese.lg.jp
URL <http://www.town.yaese.lg.jp/>

編集協力：一般財団法人 沖縄県公衆衛生協会
沖縄県南城市大里字大里 2013 番地
TEL 098-945-2686

